

領域紛争事件判決の履行に関する一考察

——カメルーン⇨ナイジェリア間の領土・

海洋境界画定事件を素材として——

櫻井利江

一 はじめに

- 1 紛争の平和的解決
- 2 非植民地化における国境線
- 3 領域紛争をめぐる判決とその履行

二 カメルーン⇨ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件（本案判決）

- 1 経緯
- 2 判決
 - (1) チャド湖地域
 - (2) チャド湖から大西洋岸まで
 - (3) バカシ半島
 - (4) 海洋境界
- 3 小括

三 判決履行過程―最終的解決までのプロセス

1 影響を受ける人民

- (1) 判決における人民の保護
- (2) ナイジェリアおよび関係住民の対応

2 履行準備

3 物理的画定

- (1) 物理的画定工程
- (2) 第一段階 撤退プロセス
- (3) 第二段階 境界に関する合意
- (4) 第三段階 調査および測量
- (5) 第四段階 標柱埋設

4 小括

四 結びに代えて

一 はじめに

1 紛争の平和的解決

国際紛争の平和的解決の達成を巡っては二つのアプローチがあるとブライアリー (J. L. Briarty) は論じる。一つは第三者または紛争解決機関によって指示される解決を受け入れる方法、もう一つは当事国自身の交渉により相手国を

説得しながら紛争解決に合意する方法である^①。前者の場合でも、紛争解決のための第三者機関または司法機関への付託は当事国間の交渉による合意があつて開始され、またそれらの決定または判決が履行され判決内容に沿つて完全に実施されるまでもまた当事国間交渉に委ねられる。国家間紛争は法的、経済的、社会的、歴史的、民族的その他多様な要因を含む。前者のアプローチのうち司法機関への付託は法的側面を処理するが、他の要因による問題は未解決と異なる。未解決として残された問題は最終的には交渉により政治的に決着することになる。

2 非植民地化における国境線

植民地時代には行政的国境線が画定されていなくても、大きな問題は発生しなかったが、独立を達成すると、主権国家として国境線を明確に設定する必要がある。その結果、新たに独立した隣接国間で領域主権・国境を巡る紛争が多く発生している。歴史をみても領域紛争は武力衝突を誘発し、国際の平和と安全への脅威となつてきた。こういった紛争を司法機関に付託して解決する事例が一九八〇年代以降に見られるようになった^②。

領土・国境紛争発生の原因は多様である^③。アフリカおよび中南米地域における領土国境紛争に関しては、その歴史経緯からまた別の共通要因を含んでおり、紛争解決をさらに複雑にしている。かつて植民地の地位にあつた両地域では非植民地化の際、ウティ・ポッシデティス原則 (*uti possidetis iuris*) を採用し、非植民地化時点における行政的国境線を新独立国の国境線として転用した。ウティ・ポッシデティス原則および独立時点での国境線尊重原則については、アフリカ諸国間には合意がある^④。

ウティ・ポッシデティス原則の適用は、地域の平和と安全への脅威の最小化を最優先して採られた方法であつた^⑤。そもそも植民地境界線画定当時、将来、それが国際的境界として転用されることは全く画定当事者の念頭にはなかつ

た。⁶ 植民地支配国が線引きした境界は当初から問題を抱えていた。

領土・国境紛争事件に関する裁判では植民地時代の境界画定文書を優先して境界を画定してきた。「現実に存在しかつ長期にわたって存続してきた事態は可能な限り変更しないことが確立した国際法の原則」(一九〇九年 그리스バダルナ事件仲裁裁定)⁷であり、「国境は一度、当事国間合意により確定されると、安定性と最終性を有する」(一九六二年 プレア・ビヘア寺院事件判決)⁸とされる。植民地支配国が画定した境界線は以下のような問題があり、不合理かつ恣意的であるが、判決は植民地時代から継承した境界線の不可侵性を示唆している。

問題点として第一に、行政的境界線は植民地支配国が不明確な地図上に現地住民の民族の特徴、分布、民族の生活基盤、地理的状况等の要因をを無視して恣意的に線引きしたものである。⁹ 植民地時代の行政的境界線の四四%は子午線または緯線に沿って、また他の三〇%は直線または曲線を描いて画定された。一九八四―八五年の調査によれば、アフリカでの植民地境界線は一七七カ所で文化的または民族的集団を分断している。また同一民族の居住領域を分断し、また居住領域と生活の糧である牧草地、耕作地、水源等を分断することもある。¹¹

第二に、植民地支配国間での合意文書および植民地行政的境界線の地図又は正確な測量及び現地調査に基づくものではないため、境界は多くが不明確かつ不正確であり、その正確性と信頼性は疑問視される。¹² 裁判において国境画定の法的根拠として用いられた文書および地図は、もともと正確性、精密性といった点で完璧ではない。境界画定に関する合意文書の添付地図のほとんどは当該地域に関する予備知識のないまま派遣された植民地地図業者が、いささかの調査に基づいて製作したものが多くからである。¹⁴

境界画定条約は概して境界の略図を線描きした地図を添付している。このような地図は不明瞭で不正確である。例えば、地名、河川名はあいまいであり、しばしば同一名称が複数記載されることがある。¹⁵ 河川の川筋、水域、地形等

の状況は自然現象により経年変化する。境界画定文書および地図に記載された名称は、変更されることがある。地図に記載される地名、河川等の呼称に関しては、地図作成当時の名称が消滅または変更された場合もある。戦争や自然環境の変化を原因として村落自体が位置を変え、住民が定住地を移動することがある。¹⁶⁾ アフリカ大陸の八三、〇〇〇kmに及ぶ陸地国境全体のうち、詳細な地理的測量及び調査に基づいた正確な物理的境界線が設置されているのは三五％程度である。¹⁷⁾

第三に、行政的境界線画定当時、当事国間で文書による合意がなされた場合でも、実際に境界現地に標識や礎石の設置等により物理的に表示されるのは一部区間であり、境界地帯の住民に周知させることもない。従って住民は境界の存在を認識せずに境界を跨いで往来することもあった。非植民地化に伴って国境線が画定されることにより、住民はその意思に反して自己のアイデンティティと異なる国家に帰属する民族的少数者となり、住民の生活基盤であった故郷は他国の主権の下に置かれる場合もある。

3 領域紛争をめぐる判決とその履行

領域・境界紛争に関しては、たとえ国際裁判または第三者による国際紛争解決手続きによって法的な判断が示された場合でも、長期にわたり敵対してきた当事国間で紛争が直ちに解決することは稀である。国際司法裁判所の判決は当事国に拘束力があるが、¹⁸⁾ 判決言い渡しの時点で裁判所は紛争解決の任務を終えることになる。当事国が判決義務を履行しない場合、国連憲章九四条二項にもとづく安保理決議により履行を要請することができるが、同制度の効果は実行においては限定的である。しかし国境画定により領域に付随する住民、資源、歴史的文化的宗教的遺産等を喪失することになれば、そのような決定は紛争当事国および同国民には受け入れ難く、実施されるまでには波乱や苦難に

満ちた長期過程がある。

長期にわたり敵対してきた国家間紛争は、たとえ国際司法裁判所に付託されて判決の形で司法的解決に至った場合でも、直ちに当事国が判決に従った実行を期待するのは困難である。例えば、米国とメキシコとの国境とされたリオ・グランデ川河岸の二・四kmの土地の帰属を巡って争われたエル・チャミザル紛争に関し、一九一一年に国際国境委員会が仲裁裁定を示したが、同裁定の履行について当事国が合意したのは一九六四年であった¹⁹⁾。また、カンボジアとタイとの間で領有権を巡って争われたブレア・ビヘア寺院事件に関し、一九六二年に同寺院の帰属を判断し同寺院からの軍隊撤退を命令したが、軍隊の撤退命令の履行は二〇一二年七月であった。なお、寺院周辺の土地の帰属に関する判断が二〇一三年一月に示されたが、一九六二年判決以降も当事国間の武力衝突が繰り返され、寺院周辺の国境線については法的には決着していない。

判決履行過程についても円滑な進行は容易ではない。領土国境紛争の場合、境界画定条約、言い換えれば法的権原に基づいて決定された境界と、植民地時代における管轄権行使又は独立後の国家の行為の領域的範囲とが抵触することにより、関係住民がその意思又は帰属意識と相入れない領域国の領域主権の下に置かれることになる。紛争解決機関による国境画定により、国境地域に居住する人民は長い歴史を通じて育まれた集団及びその生活環境が分断され、多数の人民の権利及び利益が侵害されるという問題、領域国の政策又は国内法制度によつては、国境画定によつて外人又は少数者となった集団については、差別待遇および不利益を被るといふ問題が生じる。

領域紛争の司法的解決を付託された紛争解決機関は基本的には係争領域に関して既に合意された境界画定に関する文書の解釈に基づいて国境線を画定 (delimitation) してきたが、この境界は判決または決定文書の中で表記される。判決を履行するためには、領域主権が否定された紛争当事国の機関および人員の撤退、権限移行、現地で物理的境界

を設定 (demarcation) するまでの作業を完了する必要がある。これらの履行過程の実施は容易ではない。後述するよ
うに、当事国および関係住民が判決の受入れを拒否し、物理的境界画定の作業に着手できないという問題²¹⁾、判決文が
示す境界の座標ポイントに関する地名や地理的状況が長年を経て変化し、現地で座標ポイントの正確な位置を確認す
ることが困難となるという問題等がある。²²⁾

本稿で素材とするカメルーン⇨ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件に関する国際司法裁判所判決 (二〇〇二
年一月一日) は、境界画定紛争としては二、一〇〇 km に及ぶ最長距離の境界を処理する事例となった。²³⁾ 同判決は、
ナイジェリア⇨カメルーン間の陸地・海洋境界を画定し、かつ相手国に帰属するとした係争領域から軍、警察および
行政機関の無条件かつ即時撤退および権限移譲を命令した。²⁴⁾ 判決において国境線は文言および地図座標により表記さ
れただけであり、判決履行のためには現地の地形や地理に即して具体的詳細な境界地点についての当事国による合意、
当該座標点を実際の国境地帯現場で確認するための測定調査、そして国境現地における標石や標柱による物理的表示
が必要である。

判決に従った国境画定により国境地帯の住民は重大な影響を受け、当該人民の人権侵害の問題が生ずることになる。
ナイジェリアはそれまで統治した領域および自国民とみなしてきた領域住民を喪失することになり、国内では判決へ
の大きな反発が生じた。関係領域のナイジェリア人住民はその意思に反して自己のアイデンティティと異なる国家に
帰属する民族的少数者となり、住民の生活基盤はカメルーンの主権の下に置かれることになり、カメルーンによるナ
イジェリア人住民に対する人権抑圧が危惧された。領域紛争の平和的解決のためには境界画定に伴って生ずる関係住
民の人権侵害や経済的損失等に必要措置をとることが必要となる。この一連の判決履行および国際紛争解決の過程
では国際機構および諸国家が支援した。以下、まず本件判決内容を概観し、判決履行過程における当事国および関係

機関の行為、履行にあたって障害となった具体的問題を探り、紛争解決をもたらした要因を検証し、残された問題点を確認したい。

二 カメルーン・ナイジェリア間の領土・海洋境界画定事件（本案判決）

1 経緯

一九一九年、英仏宣言によりドイツ領カメルーン（ドイツ保護領カメルーン）は英国とフランスとに分割されて国際連盟委任統治制度により、その後国連発足後は信託統治制度により統治された。委任統治および信託統治時代を通じて、英領カメルーンと仏領カメルーンとは異なる植民地行政単位とされた²⁵。英領カメルーンは、南部と北部とに分割され、英領カメルーン南部は英領ナイジェリア（英領ナイジェリア植民地）南部に、英領カメルーン北部は英領ナイジェリア北部にそれぞれ編入され、南部そして北部の行政単位は各々一体として統治された²⁶。バカシン半島は英領カメルーン南部に属した。英領カメルーン南部にはナイジェリアから多くの人が移住し、住民は英領カメルーン南部と英領ナイジェリアとの行政的境界線にはほとんど影響を受けず、境界線を自由に超えて社会的経済的活動を行った²⁸。一九六一年まで、英領カメルーン住民は完全にナイジェリア（植民地自治政府）議会に参加してきた²⁹。

国連信託統治理事会視察団は非植民地化プロセスでの住民投票に関し、南北での分割実施を勧告した³⁰。住民投票に先立ち、英領カメルーン住民は独立または独立がかなわない場合でも、より良い統合条件について交渉する間、暫定的な独立を認めるよう請願したが拒否された。勧告に従って実施された住民投票には独立の選択肢はなかった³¹。住民投票により、英領カメルーン北部はナイジェリア連邦への編入を選択し（一九五九年）、英領カメルーン南部はカメル

ーン共和国への編入を選択した（一九六一年）³²⁾。

カメルーン共和国と合併後、英領カメルーン南部は、南西州と北西州の二州として連邦制国家カメルーンの構成単位（総数一〇州）とされた。ナイジェリア人はカメルーン人口の約二〇―三〇%を占める³³⁾。統合当初のカメルーン共和国憲法は二言語主義と文化的多様性を保証し³⁴⁾、憲法上はフランス語圏地域との共存、平等が謳われた。一九七二年五月、カメルーンのアヒージョ大統領が国民投票により連邦制を廃止すると、カメルーン政府によるナイジェリア人への人権抑圧は激化した³⁵⁾。同国内ではナイジェリア人の社会的、経済的環境の激変等から、ナイジェリア人居住地域では分離活動が活発化した³⁶⁾。

ナイジェリアとカメルーンの間では、総延長約一、七〇〇kmにわたる陸地国境線を巡り軍事衝突が散発した。カメルーンは一九九四年、両国間の領土・海洋境界の画定を求めて国際司法裁判所に提訴し、二〇〇二年一〇月一〇日、同裁判所は判決を下した³⁷⁾。二〇一三年八月一五日、一〇年有余の歳月を要したが、判決に従った紛争の最終的解決に至った。国連安全保障理事会は同日、両当事国は国際司法裁判所判決を尊重して紛争を平和的に解決したと発表し、潘基文国連事務総長は「国際法と隣国との友好協力を通じて国境紛争の平和的解決を実現したモデルであり、また紛争解決に向けた国際交渉のモデルとなる」と評価した³⁸⁾。

2 判決

判決はナイジェリアとカメルーン間の境界について、チャド湖周辺地域、チャド湖から大西洋岸まで、そしてバカシ半島の三部分に分けて陸地境界を、および第三国（赤道ギニア）の権利を侵害しない範囲までの海洋境界を画定し、相手国に帰属するとされた地域から軍、警察および行政機関の無条件かつ即時撤退を命令した³⁹⁾。両当事国が植民地と

された当初は英国およびドイツ間、委任統治および信託統治時代には英国とフランスとの間で境界線を画定する合意が結ばれた。判決は植民地時代に合意された植民地境界線画定文書を優先して国境を画定した。植民地境界線を独立後に国境線に転用するウティ・ポッシデティス原則について、判決は判断を示す必要はないとしたが、カメルーンは同原則を根拠として主張し、ナイジェリアは一九一三年英独条約のバカシ半島関連条文を除き、同原則の適用を受け入れた。⁽⁴⁴⁾

国境画定により同族部族で構成される村落が分断され、または部族の居所と農地や牧草地等とが分断されることが明らかな場合であっても、植民地時代に合意された境界画定文書を優先して国境を画定し、境界画定により生ずる問題については当事国間で解決するよう示した。

(1) チャド湖地域

同地域では、一九六〇年代から急速に砂漠化が進み、ナイジェリア連邦共和国は、一九七五年から一九八八年、湖面の縮小によって出現した土地に移住計画を進めた。⁽⁴⁵⁾ ナイジェリアはチャド湖地域の三三村落を開拓村(settlements)とみなして統治し、⁽⁴⁶⁾ 同住民はナイジェリアへの帰属意識を有した。⁽⁴⁷⁾

チャド湖岸の境界については、英仏両国がMilner-Simon宣言(一九一九年)において植民地行政的境界線を定め、国際連盟から英国への委任状(一九二二年)において同境界線を確認した。チャド湖水域およびチャド湖岸の境界については一九六四年、チャド湖周辺地域の新独立国(ナイジェリア、カメルーン、チャド、ニジェール)がチャド湖境界委員会(LCBC)を設置し、LCBCは一九八四年、植民地時代に英独仏の各国が合意した境界画定文書を基礎的文書として受け入れ、一九八八年、それらの座標ポイントを承認し、一九九〇年二月、チャド湖三国境界点(tripoint)

からエベジ川河口での主要標識設置を含め、法的境界画定および物理的画定作業を完了した。⁴⁸⁾

裁判においてナイジェリアは歴史的凝固、実効的支配およびカメルーンによる黙認を根拠としてナイジェリア人が居住する三三村落をナイジェリアに帰属すると主張したが、⁴⁹⁾ 主張は一村落を除き退けられた。これによりチャド湖地域に関してナイジェリアが領域主権を主張した三三村落のうち Dambore を除く三三村落、面積八八八 km² がカメルーン帰属とされた。⁵⁰⁾

(2) チャド湖から大西洋岸まで

(i) 概要

植民地化以前、現境界地域については現在のナイジェリアおよびカメルーン双方ともに、小規模集団が多数分散し、集団相互間の政治的統合は未成立という状態であった。⁵¹⁾ 一八八五年、英独間でヨラ (Yor) 境界線北東部) からギニア湾岸 (リオ・デル・レイ Rio del Ray / Rio del Rey) まで、一八八六年、クロス (Cross) 川河口 (ギニア湾岸) からヨラまで、一八九〇年、ベヌエ川とチャド湖の間、そして一八九三年、チャド湖からヨラまでの植民地境界線が暫定的に画定された。⁵²⁾ 一八九五年、英独両国は合同調査団による現地調査を実施したが、現地の部族集団の生活基盤を基礎にした境界線は不可能と判断し、直線的に植民地境界線を引いた。⁵³⁾

一九一三年三月一日および四月一二日、英独両国は現地調査を経てヨラから海 (クロス川河口) まで一、一〇〇 km に及ぶ植民地境界線画定文書に合意した。三月一日条約は境界線を文言および地図により規定し、四月一二日条約は現地での物理的境界線の位置を規定したもので、八面の地図が添付された。⁵⁴⁾ ただし僅かな部分を除き詳細な現地調査や測量は実施されず、添付地図は不明瞭かつ曖昧である。⁵⁷⁾

一九一九年、英仏両国は Milner-Simon 宣言において現地での技術的作業完了までの暫定的境界線を規定し、⁽⁸⁾一九二八―一九三〇年、Thomson-Marchand 宣言において海からチャド湖までの一、六〇〇 km について、現地調査に関する詳細報告に沿って Milner-Simon 宣言の暫定的境界線を調整して再定義し、一九三二年、Henderson-Fleuryau 交換公文として批准し、詳細な地図を作成した。⁽⁹⁾旧ドイツ領カメルーンの五分の一が英領、残りが仏領となった。一九三七―一九四〇年、Gemana-Obokum 間、大西洋岸から陸地部分の二二六 km に至る区間に、現地の自然的地理的状况に沿ってコンクリート標柱および石塚により物理的境界が設置された。⁽¹⁰⁾

第二次大戦後、英国は英領ナイジェリアと英領カメルーンとの行政的境界線を再編し、その一部には物理的境界線を設置した。一九四六年、英国は枢密院令 (British Order-in-Council) によりナイジェリア保護国と英領カメルーンとの境界を定義した。一九五四年、英領の南部カメルーンと北部カメルーン行政的境界線を画定し、同境界線については国連信託統治理事会も確認した。⁽¹¹⁾英領植民地内部のこれらの行政的境界線は非植民地化以後、この行政的境界線が国境線として転用されることになる。植民地時代に設置された物理的境界は三〇〇 km 余りである。

境界地帯住民に関する第一次大戦前の状況として、英独条約により行政的境界線が画定されても、国境地帯住民には自民族の土地と同朋が国境によって分断され、外国になったという事実は周知されておらず、従って境界画定により異なる国家となったとの認識はなかった。⁽¹²⁾しかしその後の委任統治時代、英領および仏領カメルーンの境界線画定により境界地帯住民はその日常生活に不利益を被るようになったことが報告されている。⁽¹³⁾他方、英領ナイジェリアおよび英領カメルーンとの行政的境界線に関する限り、境界地帯の住民は境界線にほとんど影響を受けず、境界線を自由を超えて社会的経済的に活動していた。⁽¹⁴⁾

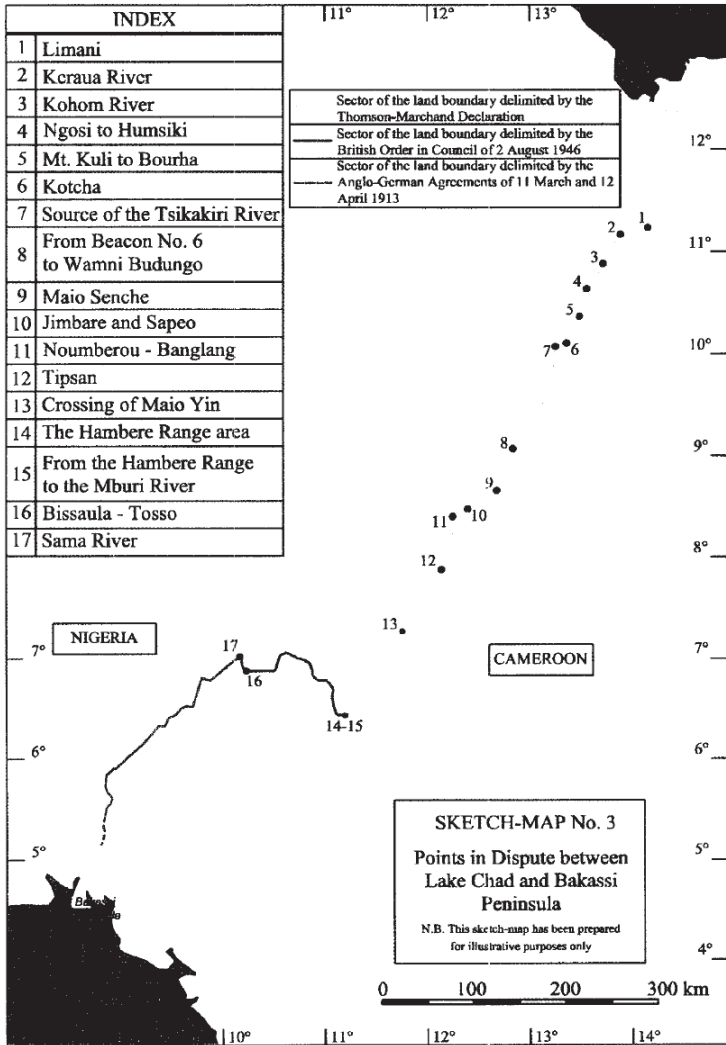
(ii) 境界

カメルーン人が居住する Turu (第四地点) 及びナイジェリア人が居住する Kotcha (Koja、第六地点) は、国境線による村落の分断が明らかであった。しかし裁判所は境界画定文書にできるだけ厳格に従って境界線を引いた。

一九一三年三月一日および同年四月一二日英独条約、一九一九年 Milner-Simon 宣言、一九二九―一九三〇年 Thomson-Marchand 宣言、一九三一年 Henderson-Fleuriau 交換公文、一九四六年英国枢密院令が同区間の境界画定文書として有効であることは当事国は認めていた。⁽⁶⁵⁾ ナイジェリアはこれらの境界画定文書の規定のうち二二地点、合計八七・五kmの区間について疑義があり、そのうち一三地点は境界画定文書の規定自体に欠陥があり (Areas of Defective Delimitation)、九地点は境界画定文書規定の適正な適用についてカメルーンの主張には「明らかな矛盾」があると主張した。⁽⁶⁶⁾ 裁判所はこれらの境界画定文書の該当規定のうち、当事国間に解釈または適用に関する紛争があるとする一七地点について精査し、そのうち以下の地点についてナイジェリアの主張を認めた。⁽⁶⁷⁾

Turu (二〇地点)、Thomson-Marchand 宣言によれば Turu 全域はカメルーン領土内に含まれる。⁽⁶⁸⁾ ナイジェリアは同国作成の地図では Turu が実際には分水嶺を超えてナイジェリア領域にも拡張していると主張した。カメルーンは双方が作成した地図には分水嶺の位置に誤差があるが、Turu 付近の境界は同文書に従って分水嶺から外れるように画定すべきであると主張した。判決は「裁判所は境界画定文書の規定を解釈しうるが、(Thomson-Marchand 宣言が画定する) 境界線は裁判所によって修正されることはない」と明示し、ナイジェリアが提出した地図をより信頼性ありとして証拠採用し、分水嶺に沿って境界を画定した。

Sapeo (第一〇地点) 地域について、ナイジェリアは以下のように主張した。Thomson-Marchand 宣言における境界規定からすれば Sapeo はカメルーン側に位置することになるが、これは長きにわたって確立された当該地方の慣行



Map No.1, Source: Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guineu intervening), 10 October 2002, Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.361.

に一致しない。同宣言添付地図 (Map 8) は Sapeo を英領ナイジェリアに位置付けており、一九二〇年代初期からの実行は Sapeo が常にナイジェリア当局に従属するとみなされてきたことを示す。Sapeo 村の課税人口は四三五人であり、ナイジェリア選挙人登録カードおよび地方税領収書が証拠となる。²⁰⁾

判決はナイジェリアの主張を認めた。領域権原の根拠となる Thomson-Marchand 宣言では記載が無く、その帰属が不明確であるが、同文書作成時の議事録²¹⁾ (一九三〇年) においてナイジェリアに帰属するよう修正する旨記録され、同趣旨は地図 (一九三一年) その他の関連文書にも記載された。その後の住民投票 (一九六一年)、カメルーンによる抗議の欠如等を含む関係国の七五年間の実行に基づき、ナイジェリアへの帰属を判断した。²²⁾

Hambere 連山から Mburi 川 (第一五地点付近) 区域に関し、ナイジェリアは枢密院令において国境線画定の目印となる Kombon 山の位置についてドイツ製作の地図では実際の地点から一八 km ずれており、カメルーンの公式地図にも誤りがあると指摘した。判決は起草者の意図を考慮し、Kombon 山を Tannyar Peak と読み替えた。

他方、カメルーンの主張が認められた地点の一つ、Korcha に関し、ナイジェリアは自国民による長期間の居住等を根拠として自国への帰属を主張した。²³⁾ 判決はナイジェリアの主張を退け、カメルーンに帰属すると判断した。Korcha のナイジェリア人村落は境界線のカメルーン側に広がっている。裁判所は境界線の一方に位置する村の範囲がいかに境界を越えていようと、(国家間合意により) 決定された境界を修正する権限はないとした。²⁴⁾

ナイジェリアの領域主権が認められたのは Ndabakura (Bourha) Wango (Ouango) Nyaminnyami Sapeo Tipsisn Lip and Mberogo Turu である。カメルーンの主張に沿う判断が示されたのは Korcha の他 Kohom 川周辺 Hambere 山および Sama 川区域である。中間的かつ中立的な判断となったのは Lianni Wammi Budungo の第六四標柱周辺 Tipsisn Hambere 山及び Mburi 川である。

以上の境界画定により、カメルーンとの国境線に沿って並ぶボルノ州 (Borno State)・アダマワ州 (Adamawa State) 六〇km、タラバ州 (Taraba State) 七五kmを含む九〇km、ベヌエ州 (Benue State) までの合計一九七・九一kmがナイジェリアに帰属することになった。⁽⁷⁷⁾ なお、判決がナイジェリアの解釈に沿った判断をした場合でも、結果的に必ずしもナイジェリアに有利な結果をもたらした訳ではない。Jimbare (So'o、第一〇地点)、Namber 川 Panglang 山脈 (第一一地点) の区域に関して、判決はナイジェリアの主張を認めたが、画定された国境線はカメルーンに有利となった。⁽⁷⁸⁾

(3) バカシ半島

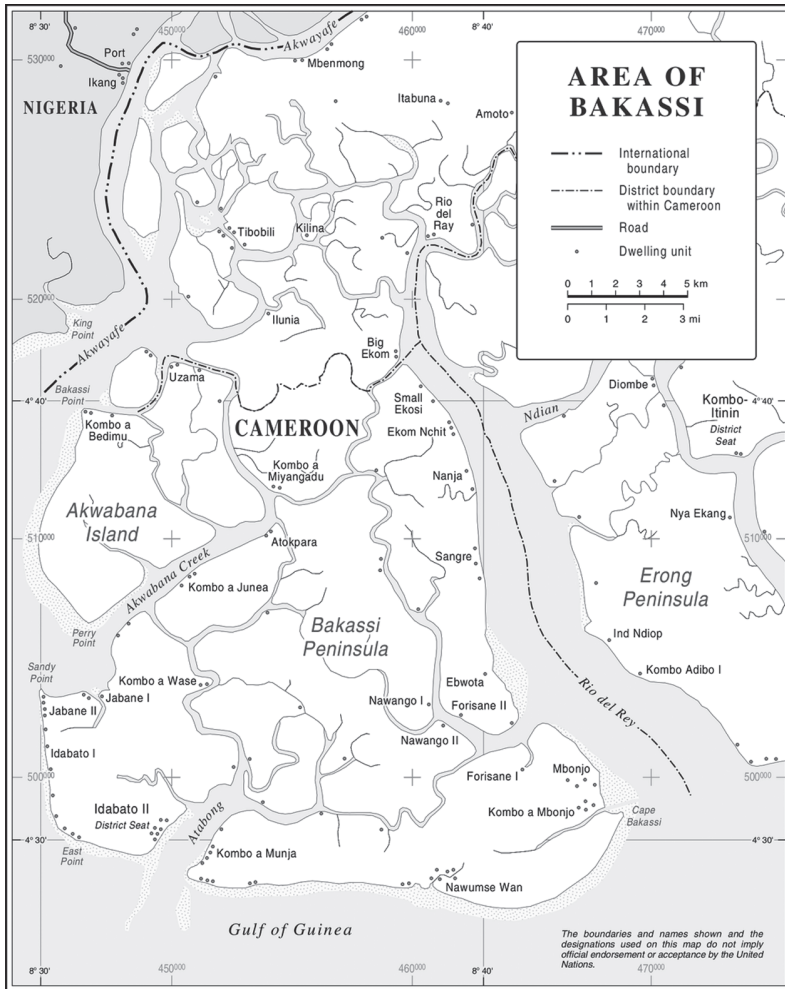
(i) 概要

バカシ半島を含むナイジェリア南東部沿岸からカメルーン南部を勢力圏とする旧カラバル王・首長との間での保護条約締結により、一八八四年、英国はバカシ半島を含む王国全域を統治することになった。⁽⁷⁹⁾ 一八八五年、英独間で暫定的な植民地境界線をヨラからリオ・デル・レイ (バカシ半島東端) とし、バカシ半島は英国領に含まれた。⁽⁸⁰⁾

一九一三年三月一日、英独条約により、バカシ半島は英国からドイツに移譲されドイツ領カメルーンの一部とされた。⁽⁸¹⁾ 一九二二年、旧ドイツ領カメルーンが委任統治制度の下に移行したが、Milner-Simon 宣言、Thomson-Marchand 宣言および英仏 Henderson-Fleuriat 交換公文における海からチャド湖までの行政的境界線は踏襲され、⁽⁸²⁾ バカシ半島は英国委任統治領南カメルーンの一部を構成し英領ナイジェリアと一体として統治された。⁽⁸³⁾ 一九五四年、英領南部カメルーンと北部カメルーンとの行政的境界線を画定し、同境界線については国連信託統治理事会も確認した。⁽⁸⁴⁾ 同半島には一八世紀頃からナイジェリア漁民が定住し始め、英国統治時代に移住が進んだ。⁽⁸⁵⁾

一九七五年、ナイジェリア (ゴウオン政権) Ⅱカメルーン間で合意されたマルア宣言 (Maroua Declaration) では

領域紛争事件判決の履行に関する一考察



Map No.2, Source: United Nations maps:
<https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Un-bakassi.png>

バカシ半島におけるカメルーン領域主権を認め、海域境界を画定したが、ナイジェリアは政権交代（オバサンジョ政権）後、同宣言への批准を拒否した。⁽⁸⁷⁾ バカシ半島の領域主権を巡り、一九八〇年代に大規模武力衝突に発展し、カメルーン政府によるナイジェリア人への人権侵害に対抗するためとして、バカシ半島の一部地域にナイジェリア軍が駐留した。⁽⁸⁸⁾ 近年、バカシ半島沿岸海域に豊富な石油天然ガス資源が確認された。⁽⁸⁹⁾

ナイジェリアにとってバカシ半島は経済的、地政学的、戦略的に重要であり、同周辺海域はナイジェリア海軍東部指令本部が管轄し、輸出加工区（Export-Processing Zone）としての開発が進められ、船舶のターミナルでもあるカラバル港へのアクセスを含む航路となっている。⁽⁹⁰⁾ 同地域のナイジェリア人住民のほとんどは、地方ナイジェリア首長に忠誠を示し、ナイジェリアへの帰属意識を有し、ナイジェリアを母国とみなし、カメルーンの地域経済を主導した。⁽⁹¹⁾ ナイジェリア一九九九年憲法は、バカシ半島を地方政府として言及し、ナイジェリアは同住民を市民とみなしている。⁽⁹²⁾ カメルーンにとってバカシ半島を含む南西州は近年の石油生産と農工業開発により、同国外貨収入の四五％（GDPの一二％）を占めており、カメルーン経済には無くてはならない重要な地域となった。⁽⁹³⁾

(ii) 領域主権

一九六一年二月の住民投票について、カメルーンによれば、バカシ半島は英領南カメルーン一四選挙区のVictoria South Westの中に含まれ、一四選挙区全体としてカメルーンへの統合が決定されたとするが、ナイジェリアはバカシ半島には投票所は設置されず、同住民は住民投票に参加していないと反論した。⁽⁹⁴⁾

ナイジェリアはナイジェリア民族の長期的占有に基づく歴史的凝固、実効的支配、およびこれらに対するカメルーンの黙認、すなわち抗議のない平穏な占有によりバカシ半島はナイジェリア領土の一部となったと主張した。⁽⁹⁵⁾ ナイジ

エリアによれば、二〇〇二年まで、事実上ナイジェリア連邦共和国クロスリバー州の州都カラバル施政下に置かれ、同州政府はバカシ半島の住民に対し、徴税、国勢調査、教育、司法、公衆衛生サービス等の権限を行使し、選挙を実施したとする。⁹⁷⁾

カメルーンは外交文書、境界画定合意文書等を根拠としてバカシ半島の領域主権を主張した。⁹⁸⁾ カメルーンによれば、一九六三年までには同国がバカシ半島における行政権を行使しており、石油調査および採掘、軍事活動、徴税、選挙区組織化、地方行政官の任命、学校開設、農業訓練等を実施した。⁹⁹⁾ 発行された地図五八面のすべてバカシ半島がカメルーンの一部に位置付けられており、初めてナイジェリア領土の一部としたのは一九九一年発行の地図であった。¹⁰⁰⁾ 裁判所はバカシ半島のカメルーンへの帰属を判断した。¹⁰¹⁾

(4) 海洋境界

ヤウンデII宣言(一九七一年)はAkwafofe川河口閉鎖線の座標ポイント一二から海側に三カイリまでの大西洋における海洋境界を画定し、マルア宣言は座標ポイント一二からポイントGまでを画定しており、¹⁰²⁾ 両国はこれらの宣言に署名し、その海洋境界は英国海図(British Admiralty Chart No. 3433)に記載された。¹⁰³⁾ ポイントG以遠の境界については合意が無いが、一九九一年、各国が自由に資源開発すること合意した。¹⁰⁴⁾ 海洋境界の基準となる陸地支柱(西ポイントおよび東ポイント)は一九九四年、英国海図改訂版に記載された。¹⁰⁵⁾

裁判において、ナイジェリアはヤウンデII宣言およびマルア宣言は最高軍事評議会による批准等の国内法上の手続を経ていない国内法違反の合意であり無効であると主張した。¹⁰⁶⁾ カメルーンはポイントGから海側の境界について、ギニア湾の凹型の形状、赤道ギニアのBios島¹⁰⁷⁾の存在、海岸線の長さの差を特別事情として考慮に入れ、カメルーン

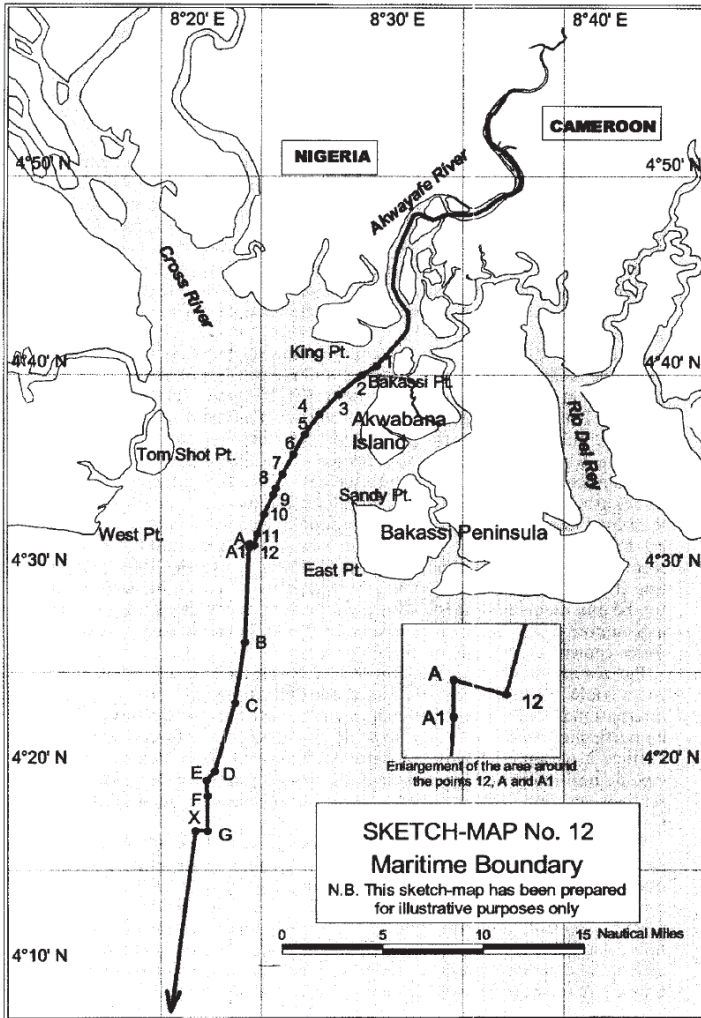
の海域面積を拡張することを主張した。裁判所はいずれの主張も退けた。⁽¹⁷⁾

判決は Akwafé 川可航水路の中間点からポイント G までは一九一三年英独協定およびマルア宣言に従い、ポイント G からポイント X までの海域については有効な国際文書に従い、かつ第三国の利益を侵害しない範囲で等距離線により画定し、ポイント X 以遠については赤道ギニアの権利を侵害しないように考慮し、三国境界点は示すことなく等距離線⁽¹⁸⁾の方向を示唆するに留めた。

3 小括

判決を総合的に見れば、ナイジェリアが多大な国益を損失しながらも譲歩し、妥協しうる道が提示されていた。陸地境界を巡る約二〇の争点について、個別に検討され、当事国にとってゼロサムとならない結果が導かれた。チャド湖から大西洋岸までの陸地境界に関し、第一地点から一七地点までについてはナイジェリアの主張を受け入れ、一定程度の領域がナイジェリアに帰属することになった。⁽¹⁹⁾

海洋境界に関しては、バカシ半島に接する海域はカメルーン領海とされたが、ナイジェリアには海域においてナイジェリア軍艦を含むすべての船舶の無害通航権は保障された。カメルーンが主張する要因は特別事情として考慮されず、マルア宣言による国際境界を赤道ギニアの海域に影響しない範囲で南方へ延長する方向を示すにとどめた。ナイジェリアは同国経済にとって重要な海底油田地帯での権利を守り、資源権益を保つことができた。⁽²⁰⁾ この点で判決はナイジェリアに譲歩を受け入れうる余地を残したと評価されている。



Map No.3, Source: Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guineu intervening) , 10 October 2002, Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.449.

三 判決履行過程―最終的解決までのプロセス

領土・国境紛争は判決により法的判断が示されることにより終了するわけではない。判決は文言および地図座標により国境線を画定 (delimitation) するが、判決は国境線が物理的に画定 (demarcation) されることにより履行完了となる。判決に従って国境を画定することになれば、境界地帯の住民はさまざまな損失および被害を被り、反発や抗議活動が高まることが予想された。この過程での秘策はなく、治安の急速な悪化も影響し、履行完了までに長期間を要することになった。

1 影響を受ける人民

(1) 判決における人民の保護

裁判所は境界画定により境界地帯の人民に影響を与えることは認識している。しかし国境地帯に居住する人民の生活と生計への重大なリスクおよび不利益に対処するための措置等は示していない。判決は関係住民の保護には言及するが、境界画定により影響を受ける住民の権利および利益の保障の具体策および責任は当事国に委ねている。¹¹²⁾

判決は影響を受ける住民の権利・利益保護に関し、口頭弁論でのカメルーン代理人による陳述を引用し、主文において「厚遇と寛容という伝統的な政策 (traditional policy of hospitality and tolerance) に忠実に従って、カメルーンへの帰属が決定された領域に居住するナイジェリア人を保護するというカメルーンの約束に留意する」と述べた。¹¹³⁾ 上記以外にも影響を受ける住民に関して判決はカメルーン政府に対し「適切な待遇」を付与するよう繰り返し返している。¹¹⁴⁾ その趣旨はカメルーンへの帰属が確定した領域に取り残されることになるナイジェリア人の人権及び利益に配慮して

待遇する旨、裁判所がカメルーンに勧告していると捉えることができる。この点についてショウ (Malcolm N. Shaw) は、判決主文でのカメルーンの約束への留意は権原所有国に課された拘束力ある義務を構成し、しかるべき状況においては裁判所によって強制することができるものであるとし、境界画定における地域人民の権利を考慮する必要性を示すものと論じている。¹⁵⁾

(2) ナイジェリアおよび関係住民の対応

カメルーンに帰属すると判断されたチャド湖周辺には約七万人、バカシ半島(面積六一二km²—六六五km²)には一五六、〇〇〇—三〇〇、〇〇〇人のナイジェリア人が生活していた。判決の履行はナイジェリアにとって、ナイジェリア人が生活基盤とする六三村落と伴に同住民を喪失することを意味し、これらのナイジェリア人住民は自身の帰属意識とは相入れないカメルーン領域の外国人居住者になる。当該住民は数世代前からの先祖伝来の地、および付随する遺産を失うことを意味し、それは思いも及ばぬ悲劇であり、屈辱的かつ不正な判断であり、尊厳を奪い、失望をもたらし、カメルーン当局による差別待遇と迫害を恐れた。居住領域が自身のアイデンティティとは異なる国家主権に帰属すると判断された住民およびナイジェリア国内からは、判決に対する不安や反発は強かった。¹⁷⁾

ナイジェリア国内では組織的集団(SCAPO)¹⁸⁾による国際司法裁判所の紛争解決手続きに対抗する国内訴訟、本件判決の合法性に対するナイジェリア司法長官による抗議、グリーンツリー合意の合法性に関する訴訟等、法的手段に訴える抵抗があった。殊にバカシ半島のカメルーンへの引き渡しに関しては、大規模な武力による対抗措置へのアピールをはじめ、あらゆる分野で拒否する声が高まった。ナイジェリア連邦最高裁はバカシ半島についてカメルーンへの帰属否定を示唆する判決を示した。¹⁹⁾そしてバカシ半島に隣接するクロス・リバー州住民は判決の履行を拒否する

声明を発表した。⁽¹²⁰⁾

2 履行準備

判決間近の二〇〇二年九月五日、アナン国連事務総長は両当事国首脳をパリに招請し、シラク仏大統領同席の下、いかなる判決になろうとも尊重し実施すると両首脳に公に約束させた。判決後、ナイジェリアは判決中の自国に不利な部分の受入れを拒否した。⁽¹²¹⁾

本紛争解決過程においては、国際機構および関係国としてドイツ、フランス、英、米が中立的な第三者の立場で関与し、ナイジェリアに判決の履行を促した。国連は判決の平和的実施のために最も効果的方法および手段を見いだすことができるよう当事国を支援した。判決から一か月後の一月一日、アナン国連事務総長と両当事国大統領はジュネーブで会談し、判決の平和的な実施および実施支援メカニズムとして国連事務総長の下にカメルーン・ナイジェリア混合委員会（CNMC）を設置することに合意した。⁽¹²²⁾ CNMCの任務は、（一）判決執行、（二）判決の意味内容、ことに両国の関係住民の権利保護の検討、（三）信賴醸成のための補完的手段に関する勧告、および（四）物理的境界画定とされ、判決実施のための詳細な作業手順および工程表が作成された。⁽¹²³⁾ CNMCは判決履行の全作業を統括し、その活動内容を逐次、両当事国首脳と国連事務総長に報告した。

CNMCはその初会合において二つの小委員会、陸地境界物理的画定小委員会⁽¹²⁴⁾、住民の権利小委員会⁽¹²⁵⁾、三つの作業グループおよび国際文民オブザーバー⁽¹²⁶⁾の設置を決定した。作業グループとしては（一）ナイジェリア行政官、軍および警察の二〇〇四年一月までの撤退、統治権破棄と移譲に関する作業グループ⁽¹²⁷⁾、（二）海洋境界画定作業グループ⁽¹²⁸⁾、（三）チャド湖地域ナイジェリア人住民定住に関する作業グループ⁽¹²⁹⁾を設置した。

国際文民オブザーバーの任務は国境画定作業が予定される現地村落を訪問し、画定により影響を受ける住民に対し、新たな帰属先となる国家が移住を強制することはなく、新国家の下で公正な待遇が保障される等に関する住民への情報周知である。文民オブザーバーはチャド湖からバカシ半島までの陸地国境地帯を訪問し、人権侵害、経済的社会的問題、環境・生態系状況を監視・評価し、住民の信頼醸成に寄与した¹³⁾。

3 物理的画定

(1) 物理的画定工程

判決内容の具体的な実施について、第一段階として政府機関の相手方領域からの撤退および権限移譲、すなわち判決が画定した国境線に従い、帰属先とは異なる領域から公的機関は撤退し、判決が決定した帰属国家に権限を移譲する、第二段階として判決による国境についての具体的かつ詳細な国境線の確認および合意、すなわち詳細な大縮尺地図に基づいて両当事国が改めて判決が画定した国境についての具体的な国境地点に合意する、第三段階として現地調査および測量に基づく国境地点の確定、すなわち国境地帯の地理的状况の詳細かつ正確な測量および調査に基づいて合意された国境地点を現地地表に確定し合意することになる。この第二・第三段階の工程では裁判所が証拠として採用した植民地境界線確定文書規定の解釈および現地での具体的適用が問題とされる場合がある。ゆえに土木、測量、地図製作等の技術専門家および境界画定文書解釈のための地理、歴史、法律専門家等の協力が必要となる。そして第四段階として物理的な国境線標示、すなわち判決が示す国境と確認された国境地点に標石埋設や壁建設等により現地に物理的に境界を標示する工程を経て完了する。第三および第四段階の工程の進行と同時に国境地帯の住民のための説明と協議といった現場での活動が必要である¹⁴⁾。

判決履行工程においては、抵抗活動の激しいバカシ半島での作業を先送りし、比較的障害の少ないチャド湖地域から大西洋までの境界画定作業から着手した。バカシ半島に関しては国連事務総長は両国首脳会談を仲介し、ナイジェリアが判決に従いバカシ半島から公的機関の撤退および権限移譲を受け入れたグリーンツリー合意の締結に至り、紛争の最終的解決に目途をつけた。なお、国境の物理的画定に要する資金については、EC諸国、カナダ、ノルウェー、世界銀行等が支援した。¹³³ 以下、履行過程第一段階から判決履行の経緯を跡付ける。

(2) 第一段階 撤退プロセス

(i) チャド湖地域

二〇〇三年八月、影響を受ける住民小委員会はチャド湖地域を現地調査し、一〇月二八日、チャド湖地域権限移行作業グループは三二村落（住民六万人）の権限移譲を平和裏に進捗させ、CNMCは一月三〇日―二月一日、ナイジェリア国家機関の撤退状況を検証した。二月一六日、チャド湖地域権限移譲に関する合意が署名され、権限移行完了式典が催され、平和的で円滑な権限移譲が行われ、関係住民の権利の重大な侵害なしと国連に報告された。¹³⁴ 権限移譲後一年間、国連監視団はチャド湖地域を定期的に訪問し、権限移譲一か月後の二〇〇四年一月以降、移譲後の状況について三カ月ごとに報告書を提出し、同地域では概ね平和的かつ良好な状況にあると報告した。¹³⁷

(ii) チャド湖から大西洋岸まで

CNMCは、二〇〇二年―二〇〇三年、国境画定により影響を受ける住民に対し、国際法に従って権利を付与し保護するとの約束を繰り返した。¹³⁵ 住民の権利小委員会は二〇〇三年五月―二〇〇四年四月、チャド湖地域の Darak から

大西洋岸の Limbe まで、各地域集団の状況を、住民からの聞き取り調査も含めて慎重に調査し、評価した。CNMC は二〇〇四年五月一日―一九日、現地視察を兼ねて住民の意見や懸念を聴取し、画定作業について説明し、権限移譲監視のための作業グループを設置し、現地の現状を評価した。

権限移行工程に関し、二〇〇四年七月初め、画定小委員会および作業グループが現地での作業を行った。⁽³⁹⁾ 二〇〇四年七月一日、チャド湖南方二〇〇 km 付近にある Zaki (住民一五、〇〇〇人) および Ndabakoura (六七世帯) について、ナイジェリアからカメルーンへの権限移譲に関する記念式典が、翌七月一日、Bourha-Wango (住民七〇〇人)、Mabakoura および Naki の三村落について、カメルーンからナイジェリアへの権限移譲に関する式典が、それぞれ CNMC 委員長および両国関係者の参加の下に行われた。⁽⁴⁰⁾ 二〇〇四年一月二日―三日、二〇〇五年二月および二〇〇五年六月、国連監視団は現地訪問し、同国境地帯が平和的状况下であり、住民間の関係は良好と報告した。⁽⁴¹⁾ ただし実際にはナイジェリア政府機関が撤退した後、多くのナイジェリア人は同地域から退去し、生活基盤を喪失した。⁽⁴²⁾

(iii) バカシ半島

グリーンツリー合意

住民の権利小委員会は二〇〇四年二月、バカシ半島を訪問し、CNMC 委員は二〇〇四年五月一日―五月一九日、ナイジェリアのクロス・リバー州およびカメルーンの南西県を訪問し、影響を受ける住民の保護について説明した。⁽⁴⁴⁾ しかしバカシ半島の権限移譲工程は膠着状態であった。⁽⁴⁵⁾

アナン事務総長の仲介で二〇〇六年六月二日、バカシ半島の最終的引き渡しに関する合意文書(グリーンツリー

合意⁽¹⁴⁶⁾がニューヨークで締結された。同合意においてナイジェリアはバカシ半島におけるカメルーンの領域主権を完全に認め、ナイジェリアは合意発効後六〇日以内にバカシ半島全域から軍並びに警察の撤退、および権限移譲を受け入れた。ただしナイジェリア人住民が圧倒的多数を占める二島 (Atabong and Akwabana) については、二年間の移行期間を設け、ナイジェリアが統治を継続した。⁽¹⁴⁷⁾

(iv) 撤退実施

同合意⁽¹⁴⁸⁾に従い、国連事務総長代理 (Sir Kieran Prendergast) を議長とし、カメルーン、ナイジェリア、ドイツ、米、フランス、英国および国連からの一〇代表で構成されるフォローアップ委員会が設置され、⁽¹⁴⁹⁾判決に影響を受ける人民の保護を含め、ナイジェリア行政機関、軍、警察のカメルーン領域からの撤退およびそれらの権限のカメルーンへの移譲等の履行を監視した。

二〇〇六年八月、ナイジェリア政府機関のバカシ半島からの撤退が開始され、二〇〇八年八月一四日、権限移行暫定期間中ナイジェリア当局の下に置かれていた二島がカメルーンに引き渡された。同日、関係国および国連はバカシ半島からのナイジェリア軍の平和的撤退および最終的権限移譲に関する署名式をカラバルで実施し、権限移譲文書 (カラバル条約⁽¹⁵⁰⁾) に両当事国大統領が署名した。これにより判決においてカメルーン帰属とされた領域のカメルーンへの引き渡しが全て完了した。二〇一三年八月一五日、安保理はバカシ半島に関する紛争に関しグリーンツリー合意の実施の成果を報告した。⁽¹⁵¹⁾

(3) 第二段階 境界に関する合意

同工程に先立ち、国連地図課がユニバーサル横メルカトル図法 (Universal Transverse Mercator) による五万分の一縮尺で、判決に表記された境界の大凡の線を示す一三一枚の予備的地図を製作し、両当事国に送付した。陸地境界画定小委員会は二〇〇三年一月、共同技術チーム (Joint Technical Team/JTT)¹⁵² を設置し、予備的地図に関する当事国の意見はJTTに送付された。¹⁵³ JTTは陸地境界画定小委員会の任務のうちの現場作業の処理を委ねられ、その重要な役割は植民地行政的境界線に関する合意規定および判決が地図座標によって示す境界線を、国境地帯の現地地表に正確に標示することである。

判決が文言および地図座標で示した境界線に関して、両国は三回に分けて合意した。二〇〇三年二月一日、チャド湖地域に関して、ナイジェリアは三三村落をカメルーンへ、カメルーンは二村落をナイジェリアへ引き渡すことで両当事国は妥協し、二〇〇四年七月一四日、チャド湖から大西洋までの陸地境界に関して大筋合意し、バカシ半島については二〇〇六年六月一二日、グリーンツリー合意においてナイジェリアが判決に従うことを受け入れた。そして二〇〇七年五月一日、海洋境界に関して合意した。¹⁵⁴

二〇一九年現在、国境線全長二、一〇〇 km (カメルーンとの陸地国境線は全長一、九七五 km) のうち二、〇〇一 km (約九五%) について当事者間で合意し、現地調査が済んだが、具体的地理的位置について当事者間の合意に至っていない陸地国境線区間は九六・五六 km存在する。¹⁵⁵

(4) 第三段階 調査および測量

第三段階での工程は判決において文言および地図座標により表記された国境線を現地の地表に特定する作業となる。同工程には判決文言の解釈が必要な場合がある。判決によれば、境界線は「Thomson-Marchand宣言三五パラグ

ラフに言及される Alantika 山頂南として特定された Hosere Bila を超え、そこから Leinde 川と Sassari 川に沿って Balakossa 山脈から流入する最初の細流まで」と記載されており、まずその具体的な地点について当事者間で協議し、合意の後、チームは GPS 機器により計測し、必要な微調整を加えて地図座標を記録した。

また地図に記載される地名、河川等の呼称に関しては、地図作成当時から現在までに変更された場合もある。本件では境界画定文書 (Thomson-Marchand Declaration) に Madas として地名が記載されたが現存しないことから、同地の地理的位置に関して当事者間で対立があった。この点に関して、陸地境界画定小委員会はカメルーンが Madas として主張する集落を現地調査し、長老たちとの会合での発言、聞き取り調査等を手がかりに、村落で唯一の小学校に旧名称 (School of Sanke) が残されていることから、カメルーンの解釈の誤りを解明した。⁽¹⁵⁷⁾

同段階の作業の進め方は、第一ステップとして予備的地図に基づいて国境地帯を現地調査し、地図座標についての地上管理ポイント (ground control points / GCP) および測地学上のコントロールポイントを現場地表に特定し、その上で GCP の正確性を検証する作業が含まれる。⁽¹⁵⁸⁾ 第一ステップの作業について陸地境界画定小委員会は二〇〇五年四月、国境地帯の現地調査および評価を開始した。同委員会に現地作業を委ねられた JTT は地理的位置確認工程を三区区分し、第一区分は二〇〇六年、チャド湖地域四〇一 km の区域について、第二区分は二〇〇七年二月、チャド湖から河川と分水嶺に沿った四六〇 km について二チーム体制により、第三区分は二〇〇七年一月、五四五 km について二チーム体制により着手した。⁽¹⁵⁹⁾

JTT は文書および最終的地図製作、土地の地理的調査管理、地理的データ・ステーション設置を進めた。⁽¹⁶⁰⁾ 陸地境界画定小委員会は判決が画定した境界の現地での正確な位置を確認するため、また JTT は判決が画定した境界が予備的地図に正確に記載されていることを確認するために境界地帯を訪問し、地図の法的有効性を検証し、標柱建造地

点を確認した。現地での検証作業と同時にJTTは測地学データのネットワークを構築した。¹⁶²

陸地境界画定小委員会およびJTTによる現地検証および評価は逐次CNMCおよび両国担当機関に報告され、CNMCは審査の上承認し、問題点がある場合には再検証を指示した。¹⁶⁴ この技術的詳細な作業仕分けに関し、二〇〇五年五月、アナン事務総長は両国大統領との会談で画定工程が支障なく進捗している状況に留意した。¹⁶⁵

(5) 第四段階 標柱埋設

標柱等を国境地点現地に設置し、標柱が地図座標ポイントに正確に設置されたことを最終確認することにより物理的画定作業は完了する。この工程は実際に国境地帯現地において障害物を除去し、標柱を設置するといったフィールド作業が中心となる。そのため国境地帯住民は国境画定により土地のみならず生計の糧、遺産、尊厳を奪われるとしてしばしば激しく抵抗し、当事国間で政治的に解決されるまで工事は中断された。また厳しい地形に加え、雨期と悪天候、政権交代、治安の悪化、その他多様な要因が影響し、工事の大幅な遅れは常態化していた。¹⁶⁶ この段階での作業は煩雑で工程の中では最も危険を伴うことから、国際機構および関係国の協力と支援が重要となる。

物理的境界設置工程については、主要標柱は5km間隔、二次的標柱の設置間隔は非居住地域では五〇〇mごとに、町村の居住地域では一〇〇mごと、河川が境界とされる場合は標柱設置無しとされ、全長一、九五〇kmの国境線に二六九六本の標柱設置が予定された。¹⁶⁸ 二〇〇九年一月四日、第一区分での国境標柱埋設工事に着工し、チャド湖地域のBarki(ナイジェリア)およびAnchide(カメルーン)に最初の標柱が埋設され、作業開始を記す記念式典が当事国、国連および証人国代表の出席の下で行われた。二〇一一年三月、国境および標柱の意義について関係住民が認識を深めることを目指し、CNMCは改めて使節団(sensitization mission)の派遣を決定し、地元治安部隊と共同

して国境地帯住民への教化活動を行った。⁽¹⁶⁹⁾

境界線が学校その他の建築物を横切る等の理由により、両国の折り合いがつかない場合、およびアクセス不可能または難工事が危惧される等の場合には、物理的画定が未了である。⁽¹⁷⁰⁾

4 小括

陸地境界に関する判決履行過程で最も困難を極めたバカシ半島については、グリーンツリー合意により、ナイジェリアは引渡しを受け入れた。⁽¹⁷¹⁾ ナイジェリアが妥協した背景には、米国、英国、フランスおよび国連によるナイジェリアへの圧力が大きく影響した。⁽¹⁷²⁾ 加えてナイジェリアが一方的に領域主権を喪失するだけでなく、関係住民の権利が勘案されたことがある。判決に影響を受けるナイジェリア人住民はナイジェリア国籍を維持したまま、バカシ半島に継続的に居住する権利を認められることにより関係住民の権利が保護されることになった。⁽¹⁷³⁾

バカシ半島については、一〇〇余年前の先例にある先人の叡智に見倣い、移行措置としてナイジェリア人居住者が殊に多い二島におけるナイジェリア文民機関の二年間のプレゼンス継続という特別措置が認められた。当該二島は、国境に隣接し、バカシ半島の一八％に相当する。この例外措置はナイジェリアの面子を保つ手段として、C N M C 委員長国連特使オウルドーアブドラがエクアドル・ペルー間の一九世紀の境界合意から着想したものとされる。⁽¹⁷⁴⁾

カメルーンはバカシ半島返還の交換条件として再定住までのナイジェリア住民の待遇のための行動規範に従うことを受け入れた。領域引渡しとの交換条件としてカメルーン政府は国内のナイジェリア人への保護と開発プロジェクト遂行を保障した。⁽¹⁷⁵⁾ 陸地境界と同様に海洋境界画定の場合でも、結果的にナイジェリア経済にとって重要な海底油田地帯への権益を守ることができるよう、ナイジェリアに妥協しうる余地を残した。

国境線画定により生じた最大の問題は共同体およびその生活基盤の分断である。標柱埋設工程着工の地 Banki においては、建物内を境界線が貫く部分があり、当該部分の標柱設置は見送られた。他方、領域の物理的画定による村落、家族、住居の分断という問題は全く考慮されず未解決である。国境線によりカメルーン人の三村落、ナイジェリア人の四村落共同体が分断された。クロスリバー州では Boko 族にとつて神聖な地とされる森の中央に標柱が埋設され、部族集落は分断され、同州国境に接する Danare はその七五%がカメルーン領土となり、村民は牧草地を喪失した。また旧カリバル王国の王宮所在地とされる Bullama は、住民の帰属意識とは異なるカメルーン領土となった。¹⁷⁶ これらの問題についてはいずれも解消されていない。

四 結びに代えて

本件は国連の支援による平和的紛争解決の成功例とされた。判決履行は関係住民に対して多大な損失と不利益を強いることになり、当事国の国内に判決への強い抵抗や反発があるという点で解決至難の国際紛争であったが、判決の履行は概ね完了した。紛争解決が成功した背景には、判決において敗訴国が譲歩しうる和解的判断が示されたこと、そして判決実施プロセスにおける中立的第三者の支援があろう。判決ではナイジェリア国民とその生活基盤の喪失というナイジェリアにとつて多大な譲歩を迫るだけではなく、ナイジェリアの主張を認めた陸地境界区間を設けたことにより、妥協しうる道が提示された。同様に海洋境界に関しても、ナイジェリアの海洋権益が維持された。

判決の実施プロセスでは、中立的第三者として、国連および関係国が人材、技術、資金、啓発活動面で支援し、交渉プロセスを主導し、C N M C をはじめとする合意および監視メカニズムを機能させた。¹⁷⁷ C N M C はその発足当初か

ら、紛争の平和的解決の達成という責務に力をそそいだ。専門家委員は国境地帯を訪問し、関係住民と直接対話し、住民の抵抗や偏見を克服し、猜疑心を消滅させ、信頼醸成に努めた。⁽¹⁷⁸⁾

国境線の主要区間が物理的に画定されたことにより、判決の履行はほぼ完了した。しかし残る問題として国境画定により影響を受ける住民の権利保護がある。判決およびそれに続くグリーンツリー合意からすれば、バカシ半島住民に関しては少なくともナイジェリアが従来行ってきた行政サービスを提供する義務がカメルーンに課されたとみることができる。⁽¹⁷⁹⁾ 同合意において、カメルーンはナイジェリア人の保護、無償教育を受ける権利、病院建設、道路整備等を約束したが実施していない。⁽¹⁸⁰⁾ C N M C は国境地帯の経済開発政策を掲げたが、C N M C 基金は物理的国境建設作業に充当され、結果的に判決により不利益を受けた国境地帯と現地村落の発展への施策は放置された。⁽¹⁸¹⁾ チャド湖地域およびバカシ半島からナイジェリア軍が撤退し、カメルーン兵士が進駐すると、兵士によるナイジェリア人に対する暴力行為が多発し、ナイジェリア人の多くは避難民となった。⁽¹⁸²⁾

判決は植民地時代の境界線画定文書に基づいて国境線を画定した。これらは不合理かつ不確実な点の多い文書であることから、民族集団は分断され、またその生活基盤が他国に帰属することによりその生計の糧を喪失した。本件のように紛争当事国の一方が係争領域を喪失する場合の解決策として、租借方式が提言されている。もしもナイジェリアがカメルーンと租借協定締結という選択肢があれば、領域主権はカメルーンに存在しても居住するナイジェリア人はその生活を従来通り維持することができるという。⁽¹⁸³⁾

- (1) J. L. Briery, *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace*, 6th ed., Humphrey Waldock, ed., 1963, i.
- (2) 二〇一〇年以降の二〇年間では国際司法裁判所による判決三三二件のうち、領域主権に関する判決は四件、海洋境界に関する判決は五件である (International Court of Justice, Judgments, Advisory Opinions and Orders : <https://www.icj-cij.org/en/decisions/judgment/2010/2020/desc>)。
- (3) 拙稿「領域の地位決定と人権 境界画定により生ずる問題に関する一考察」『実証の国際法学の継承 — 安藤仁介先生追悼』信山社二〇一九年十二月、参照。
- (4) OAU Charter art. III (3); OAU Resolution AHG/Res. 16 (1), 1964.
- (5) 拙稿「国家の解体に伴う国境再編と国際法—ウテ・ホミンズテニス (uti possidetis) 原則の一般慣習法規性—」『九州国際大学法学論集』第四卷三号一九九八年三月七五—一三三頁。
- (6) Steven R. Ratner, "Drawing a Better Line: *Uti Possidetis* and the Borders of New States," 90(4) *American Journal of International Law*, 1996, 617.
- (7) The Grisdadarna Case (Norway /Sweden), 23 October 1909, Reports of International Arbitral Awards (hereinafter cited as "RIAA"), vol. 11, p.6.
- (8) Temple of Preah Vihear (Cambodia/Thailand), I.C.J. Reports 1962, p.32 ; Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahria/Chad), I.C.J. Reports 1994, para.72, et al.
- (9) 例外的にイギリス領カメルーン南部の大西洋に近い一部の区間については現地調査の結果を考慮して境界が再編された例がある (Suzanne N. Lalonde, *Determining Boundaries in a Conflicted World: The Role of Uti Possidetis*, Montreal, 2002, 103)。
- (10) Anthony I Asiwaju, "conceptual framework," in Anthony I Asiwaju, ed., *Partitioned Africans: Ethnic Relations Across Africa's International Boundaries 1884-1984*, London, 1985, 3; Agnes Ebozo, "Ten Years of AU Border Programme,"

- ENACT (Enhancing Africa's response to transnational organised crime), 5 April 2018: <https://enactfrica.org/about-us/what-we-do>
- (11) M.Z. Njeuma, "Cameroon-Nigeria Frontier: A Model for Culture of Peace, 1890-1991," 2(3) *Journal of the Cameroon Academy of Sciences*, 2002, 190.
- (12) Malcolm N. Shaw, "Peoples, Territorialism and Boundaries," 3 *European Journal of International Law* (hereinafter cited as *EJIL*), 1997, 489-490.
- (13) Obenga Oduntan, *International Law and Boundary Disputes in Africa*, Oxon/ New York, 2015, 200.
- (14) 実際、本件裁判においてナイジェリアは国境画定の決定的証拠として採用された地図に関し、その根拠としての不当性を強調しつつも (Nigeria, Written Submission, Rejoinder of the Federal Republic of Nigeria, January 2001, paras. 3.325-3.332)。
- (15) Francis Nguendi Ikome, "The Inviolability of Africa's Colonial Boundaries: Lessons from the Cameroon-Nigeria Border Conflict," 45 *Occasional Paper, Institute for Global Dialogue*, 2004, 2-36.
- (16) Oduntan, *supra* note (13), 200.
- (17) 財源又は専門分野での人材不足等から、一部分を除き、二〇〇八年現在での状況は三五%程度であったが、その後A Uを中心に物理的画定計画が進められ、二〇一二年までに物理的境界設置の完了を予定している (African Union Border Governance Strategy, Draft, November 2017, 8)。なお、同一国が統治した植民地の場合には、行政的境界線が物理的に設置されなくても大きな支障がなかったため、物理的境界が存在しない場合も多い (Shaw, *supra* note (12), 261)。
- (18) 国連憲章九四条一項。
- (19) The Chamizal Case (Mexico/ United States), 15 June 1911, RIAA, vol.11, pp. 309-347.
- (20) Convention Between the United States of America and Mexico, August 29 1963, ratified on January 14 1964: <https://www.tbwc.gov/Files/ChamizalConvention1963.pdf>

- (21) ケニア＝エチオピア、エチオピア＝スーダン、マリ＝モーリタニア間等についても紛争のために物理的境界の設置が停滞している (Malcolm N. Shaw, *Title to Territory in Africa International Legal Issues*, Oxford/New York/ Toronto, 1986, 262-263)。
- (22) また境界の座標ポイントが植民地時代に設置された標石等により規定される場合でも、十分な維持管理ができないため正確な植民地行政的境界線の位置が不明になるという状況も生じた。通常は主要な境界地点に標柱を設置し、標柱間に補完的に標石 (cain) を設置する方法がとられたが、植物の繁茂や、住民による石製標柱の利用等により、消失したものが多く (Shaw, *supra* note (21), 261)。
- (23) Mashood Issaka and Kapinga Yvette Ngandu, "Pacific Settlement of Border Disputes: Lessons from the Bakassi Affair and the Greentree Agreement." *International Peace Institute*, 2008, 3-4.
- (24) Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening), Judgment, I. C. J. Reports 2002, (hereinafter cited as "Judgment, I. C. J. Reports 2002"), p.457, para.325.
- (25) 英領カメルーンと仏領カメルーンとは公用語、政治制度、文化が異なっていた。
- (26) 英領カメルーンは英領ナイジェリアと一体として統治された結果、英領カメルーンとナイジェリアとは政治、経済、文化、住民の生活面で深い繋がりが形成された。英領カメルーン南部はプロテスタント、北部はイスラム教徒が多いことから南北に分割された。英領ナイジェリアおよび英領カメルーンでは英語を公用語とし、英語を教育言語とする英語圏となり、司法制度はコモローを採用し、教育、通貨、社会規範は英国モデルに倣った。他方、仏領カメルーンでは中央集権的政治制度の下で、同化政策が実施され、民主化は遅れた。英語圏カメルーンとフランス語圏カメルーンとの間には事実上の境界が存在した。International Crisis Group, "Cameroon's Anglophone Crisis at the Crossroads," *250 Africa Report*, 2 August 2017, 2.
- (27) ナイジェリア人には土地権原が保障され、土地所有が認められ、教育水準の高いナイジェリア人は、第二次大戦後、英領カメルーン地域において行政および経済分野で指導的役割にこぎった (Piet Konings, "The Anglophone Cameroon-

Nigeria Boundary: Opportunities and Conflicts.” 104/415 *African Affairs*, 277-278)

(28) 他方、英語圏カメルーンとフランス語圏カメルーンとの間には事実上の境界が存在した (International Crisis Group, *supra* note (26), 2)。自治権付与等により植民地支配体制が弱まる状況において、行政的境界線の問題は国際政治の緊急課題から除外された (Konings, *supra* note (27), 278)。

(29) 一九五四年、英国は英領カメルーン南部に限定的自治を付与した後1958年、ナイジェリア連邦内での完全な地方自治体としての地位を付与し、間接統治制度の下で、植民地以前に存在した伝統的組織は維持され、報道の自由、複数政党制、民主的政権交代といった自治形態が導入された (Konings, *supra* note (27), 278-283)。

(30) Report of the Visiting Mission, 1958, T/1446 and Addi, para.170.

(31) 国連は南部カメルーン単独で国家として独立しても経済的に存続できず、極小国家の創設は避けるのがよいと判断した結果とされる (International Crisis Group, *supra* note (26), 2; Piet Konings, *supra* note (27), 277)。もしも独立または信託統治継続の選択肢があれば、これが選択されたとみる見解がある (Piet Konings and F. B. Nyamnjoh, “The Anglophone Problem in Cameroon”, 35(2) *The Journal of Modern African Studies*, 1997, 207-229)。

(32) 住民投票は英領カメルーン北部では一九五九年に住民投票が実施され、ナイジェリア連邦への編入により独立を達成することを決定し、五月三十一日、北部はナイジェリアの北部州に統合された。南部では治安悪化により予定より遅れ、1961年、二一か所の投票所において実施され、七三%がカメルーン共和国への編入を選択した (UNGA Res. 1608 (XV), 21 April 1961; (Moleen Christopher Sama and Debora Johnson-Ross, “Reclaiming the Bakassi Kingdom: The Anglophone Cameroon-Nigeria Border.” 13 and 14 *Afrika Zamani*, Council for the Development of Social Science Research in Africa and Association of African Historians, 2005-2006, 103-122)。

(33) カメルーンの人口約二、四〇〇万人のうちナイジェリア人は約四〇〇-五〇〇万人とされる (基本情報在日本カメルーン大使館 <http://cameroon-embassy-jp.org/ja/discover-cameroon/>)。

(34) カメルーンでは仏・英二カ国語を公用語とし、フランス語圏八州ではフランス法を範とする法体系が、他方ナイジェリ

- (35) 一九七二年五月、国名をカメルーン連合共和国に、その後一九八四年二月、カメルーン共和国とした。
- (36) 連邦制廃止以来、政府の公文書が英語で印刷されたことも、英語圏地域出身者が国の最高指導者になることもなく、ナイジェリア人の雇用機会は劇的に減少し、活動は制限された。
- (37) 一九八五年、英語圏の分離活動家はカメルーン政府に対し、アンバゾニア共和国としての独立を要求したが却下され、活動家は拘束された。二〇一七年一月一日にもアンバゾニアの分離独立が宣言され、その後も分離運動は治まる気配はなす。Gareth Browne, "Dispatch: Cameroon's Separatist Movement Is Going International," *Foreignpolicy*, 13 May 2019, <https://foreignpolicy.com/2019/05/13>
- (38) Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.457, para.325, V (A) (B). ナイジェリアは八つの先決的抗弁において請求の受理可能性および管轄権を争ったが、国際司法裁判所は先決的抗弁を却下した。
- (39) SC/11094, 15 August 2013; United Nations Office For West Africa And The Sahel (UNOWAS), Cameroon-Nigeria Mixed Commission, <https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission>
- (40) SG/SM/11745-4/FR/1737, 14 August 2008.
- (41) Judgment, I. C. J. Reports 2002, p.457, para.325, V (A) (B).
- (42) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.217)
- (43) カメルーンは同原則をバカン半島の領域主権の根拠とした (Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.26)。
- (44) Nigeria, Rejoinder, para.230.
- (45) 一九六〇年代前半にはチャド湖は水域面積約二五、〇〇〇 km²であったが、現在ではその一五分の一程度となり、湖面縮小後に現れた元湖底には周辺諸国から住民が移住し、一九九四年までにナイジェリア人約六万人が居住するように

45 6 2 (“Handover of Lake Chad Villages Begins,” *The New Humanitarian*, 9 December 2003. <http://www.the-new-humanitarian.org/news/2003/12/09/handover-lake-chad-villages-begins>); “UN-backed panel on Cameroon-Nigeria border demarcation concludes latest session,” *UN News Service*, 26 April 2013. <https://www.refworld.org/docid/51811874.html>, accessed 25 September 2019)。

- (46) Ian Brownlie, *verbatim*, March 6 2002.
- (47) Jadesola Tai Babatola, “Nigerian-Cameroon Boundary Dispute: The Quest for Bakassi Peninsular,” 2017, 6-8. <https://www.researchgate.net/publication/313668248>
- (48) LCBOCは、IGN France International (Institute Geographique National of France) に調査および境界画定作業を委託して、法的境界画定および物理的画定作業を完了した (Judgment I.C.J. Reports 2002, paras.34-57)。
- (49) 判決は歴史的凝固に基づく主張について、漁業事件 (英ノルウェー) 判決においてノルウェー勅令に限定して適用された極めて論争ある理論⁴⁶あり、権原取得態様として確立していな⁴⁷としてナイジェリアの主張を否定した (Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.65)。
- (50) 判決は植民地行政的境界線はLCBC開設よりずっと以前に画定され、カメルーンによる黙認は認められず、従ってナイジェリアによる実効的支配は違法 (*contra legem*) 行為とみなしてナイジェリアの主張を否定した (Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras.62-65)。
- (51) ナイジェリアは (一) ナイジェリアおよび同国民による長期的占有に基づく権原の歴史的凝固、(二) 実効的支配すなわち過去二〇一四〇年間地方当局によりチャド湖地域において徴税、公序維持、人口調査、司法、教育、健康、選挙人名簿、漁船登録、営業規制、出入国管理、開発支援等の行政権行使および (三) この間のナイジェリアの行為に対するカメルーンによる黙認を根拠として主張した (Ian Brownlie, *verbatim*, 6 March 2002)。
- (52) ナイジェリア国境委員会 (National Boundary Commission, NBC) 長官 Alhaji Sadiq Diggi ⁴⁸ (Egeran Tomwarri, “International Law, Boundary Dispute and Territorial Redistribution between Nigeria and Cameroon on Bakassi

- Peninsular: Limits and Possibilities for Nigeria.” 7(7) *European Journal of Business and Management*, 2015, 207)。
- (53) Joseph C. Anene, *The International Boundaries of Nigeria 1885-1960: The Framework of an Emergent African Nation*, Ibadan History Series, New York, 1970, 52-59.
- (54) Anene, *supra* note (53), 115.
- (55) Cameroon-Nigeria Boundary Geographer, Office of Strategic and Functional Research, Bureau of Intelligence and Research, “Cameroon-Nigeria Boundary,” 92 *International Boundary Study*, 1969, p.14.
 一八九九年英国枢密院令は英独植民地境界線についてリオ・テル・レイ右岸と規定したことにより、バカシン半島は英国南ナイジェリア保護領の一部とされた (Nigeria, Counter-Memorial, para.669)。一九〇六年、一八九三年条約を補充して四枚の地図を添付した文書に合意し「チャム湖からロラキを画定した (Ian Brownlie, *African Boundaries: A Legal and Diplomatic Encyclopedia, Institute for International Affairs*, Berkeley/ Los Angeles, 1979, 553-587)。
- (56) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.33. 一九二三年条約は「国境紛争の場合には条約と不可分の一体とする (添付の) 地図を最終的典拠 (authority) として供せられるべき」と明記した (Nigeria, Counter-Memorial, para.9.20)。
- (57) そのため、後に境界画定文書の解釈に関する問題が生じた (Konings, *supra* note (27), 278)。
- (58) 第一次大戦後、ベルサイユ条約により、旧ドイツ領カメルーンは国際連盟の下で英仏の委任統治領土とされた。
 ナイジェリアはこれらの文書規定に不明確かつ矛盾点があるとして異議を申立てたが、判決はその異議を受け入れず、Milner-Simon 宣言 (一九一九年)、「Henderson-Fleutiau 交換公文 (一九三一年)」、「Thomson-Marchand 宣言 (一九二九 - 一九三〇年) (Sir Arthur Watts, *verbatim*, march 4 2002, p.45, para.18; Nigeria, Rejoinder, chap.4) に関して判決はそれらの文書が境界線に関し座標ポイントおよび地理学的経緯度により精密に定義したと判断した (Judgment, I. C. J. Reports 2002, paras.33-34, 41-61)。
- (60) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.34.
- (61) その一部分「Gamanagawa 第六四標柱から Kombon 山山頂まで一一〇kmの区間について物理的境界が設置された

- (62) (Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.76)。
ただし関係人民の公式な移動または条約規定の適用に関する住民監視のフォローアップに関する情報はない (Njeuma *supra* note (11), 190)。
- (63) 国際連盟理事会は委任統治制度監視を目的として国際使節団を任命した。一九三〇年代末までに植民地統治当局には境界地帯の住民から境界線画定によりその日常生活に困難を強いられている窮状に関する数件の請願が送付された。連盟監督機関による干渉は、これらの行政的境界線および境界地帯住民の平和と安定の問題は受任国のみ任せ問題ではなく、国際的関心事項とみなされたことを示唆する (Njeuma, *supra* note (11), 190)。
- (64) Konings, *supra* note (27), 278.
- (65) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.82.
- (66) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.78; Nigeria, Rejoinder, Chap. 7.
Map No.1 参照。
- (67) 両当事国にはTuruとその近隣地域において分水嶺を境界とすることについては争いはない。
- (68) Judgment, I.C.J. Reports 2002 Reports 2002, para.107. 判決はカメルーンがナイジェリア領域を侵食していると判断した。
- (69) Nigeria, Counter-Memorial, paras. 19,32-19,38.
- (70) Logan-Le Brun, *procès-verbal*.
- (71) Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras.141-144.
- (72) Thomson-Marchand 宣言によれば、境界は「Mulikia 山山頂からT'sikakiri 水源に、Kotcha を英国に、Dumo をフランスに委ね、一九二〇年九月に Vereker 氏と Piton 氏によって引かれた暫定的四つの境界標で示された線に沿う……」(二六条)と規定する。しかし標石が一つみだされたが境界標の位置は示されていないため、同規定は不完全である。Kotcha は一九三〇年代以降拡張し、ナイジェリア人は分水嶺を超えて南東方向へ耕作地を広げたが抗議はない (Nigeria, Rejoinder, paras.7, 60-7, 63)。

- (74) Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.123.
- (75) Kiti 山から Kotcha (Kontcha) の Bourha を含む。
- (76) ただしカメルーンは Limani (第一地点) 区域の Narki では四〇㎞等を取得した (Oduntan, *supra* note (13), 227)。
- (77) Tomwarri, *supra* note (52), 207.
- 陸地境界における紛争地のうち、ナイジェリアが取得した総面積の評価については多様であり、一七〇㎞とするもの (Babatola, *supra* note (47), 13) から三〇四一〇㎞²とするもの (Tim Daniel, "International Boundary Disputes in Oil and Gas: What Lessons from Past Resolutions Can You Apply to Future Cases? The Cameroon-Nigeria Example", paper presented at the International Boundary Disputes in Oil and Gas, 23-24 October 2003, Houston, Texas: IQPC, 2003, cited at Oduntan, *supra* note (13), 227) 等がある。
- (78) Jimbare (第一〇地点) についで、ナイジェリアは以下のように主張した。Thomson-Marchand 宣言によれば「Atlantika 山の南峰から Mali 川水源の北へ二 km 地点」(同宣言 para.35) についでは実際に現地では存在せず、Atlantika 山脈から流れる水流の名称 (Mali 川) は実際に存在する名称と異なる。Milner-Simon 宣言は Atlantika および Balakossa (Balkosa) 山を一連の山脈とみなし、その分水嶺を境界とするが、現実に一連の山脈または分水嶺は存在しない。地元住民との討論から、Logan-Le Brun 議事録に記載された境界は過去七〇年間継続的に遵守された境界であることが明らかとなった。従って Thomson-Marchand 宣言規定は Logan-Le Brun 議事録に照らして理解すべきである (Nigeria, Rejoinder, 770-776)。判決はナイジェリアの解釈に従えば、カメルーンに有利な境界画定になり、カメルーンはそれに異議がないとしてナイジェリアの主張に沿った判断をした (Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.145)。
- Namberu 川と Banglang 山脈 (第一一地点) に関して、ナイジェリアは Thomson-Marchand 宣言には判決に影響を及ぼす性質の (material nature) 基本的誤りがあり、「Baleo 川と Namberu 川の間分水嶺から、ナイジェリアにある Namberus 村を曲がり、この村の北へ二 km の地点まで谷を北東へ、次に南東に上る。谷は Kordo 川の水源の南へ一 km 南へ Banglang 山脈を横切る」(同宣言 para.38) は実際には存在しないと主張した (Nigeria, Counter-Memorial, paras. 7.

84-78)。判決はナイジェリアの提案する境界が相応しいと判断した (Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras.147-150) が、その結果はカメルーンに有利となった。

- (79) Map No.2 参照。バカシ半島は面積六六五 km²、マングローブで覆われた低湿地に約三〇万人が居住する (UNHCR Regional Representation for West Africa, Nigeria, COI Compilation, October 2015, RSD Unit, 38)。

- (80) ただし保護条約は英国統治権の境界線を画定していない (Babatola, *supra* note (47), 5)。

- (81) 一八八五年英独合意は、「ギニア湾岸においては、リオ・デル・レイ川右岸……中央部においては、リオ・デル・レイ川河口から同右岸に沿って源流の方向へ、そこからオールド・カラバル (Old Calabar) またはクロス川の左岸に突き当たり、同河川を横切った後、英国海軍省地図上で東経九度八分に記される急流までを境界線とする」と規定した (Nigeria Counter-Memorial, para.76)。一八八九年、ギニア湾沿岸の境界とされるリオ・デル・レイは河川ではなくて入江であり、クロス川は河口付近でニシエール川が分岐する水路の一つであり、また同地域で唯一の河川は Akwayale (Akwa-Yale /Akpakorun) 川 (ベネツ) が判明した (Hilary V. Lukong, *The Cameroon-Nigeria Border Dispute Management and Resolution, 1981-2011: Management and Resolution, 1981-2011*, Bamenda Cameroon, 12)。

- (82) 英独両国は合同調査団による現地調査および交渉により一八九一年、Akwayale 川を英独間の植民地境界線とすると合意し、バカシ半島は英国からドイツに割譲されたが、同合意は批准されておらず (Bruno Simma, *verbatim*, 20 February 2002)。一九一三年三月一日英独条約は以下のように規定し、万一 Akwayale 川の川筋が変化する場合でも境界線に変更はないことを明記する。

Kang 付近のフンツロープの島を分割する Akwa-Yale (Akpakorun) 川 (バカシ半島西端) のタールウェーク (等分線) に沿い……バカシポイントとキンクポイントを結ぶ直線まで画定する。(一八条)

万一 Akwa-Yale 川下流 (の川筋) が変化し、その河口がリオ・デル・レイまで移動するような場合でも、バカシ半島として知られている領域はドイツ領のまま維持される。(二〇条)

- (83) Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.34.

- (84) Piet Konings, "Settling Border Conflicts in Africa Peacefully: Lessons learned from the Bakassi dispute between Cameroon and Nigeria" in Jan Abbinck and Miriam de Bruijn, eds., *Land, Law and Politics in Africa: Mediating conflict and reshaping the state*, Leiden, 2011, 195.
- (85) 上の一部分、Ganangawa 第六四標柱から Kombon 山山頂まで 110 km の区間に沿って物理的境界が設置された (Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.76)。一九四六年、英国は枢密院令によりナイジェリア保護国と英領カメルーンとの境界を定義したが、海に近いニカシ半島周辺は規定していなかった (Nigeria Counter-Memorial, paras.668-669)。
- (86) ドイツ植民地時代には湿地帯へのナイジェリア人移住は僅かであったが、英国委任統治時代、ナイジェリアから南部カメルーンへの移住は規制されず、クロスリバー州およびアクワ・イボム州から Oron、Efik、Igbos、Ibibio 等の部族が移住し、定住したナイジェリア人の多くは漁業に就いていた (Babatola, *supra* note (47), 6)。
- (87) Ndumbe Anyu, "The International Court of Justice and Border-Conflict Resolution in Africa: The Bakassi Peninsula Conflict", 18(3) *Mediterranean Quarterly*, 2007, 45; Tomwarrri, *supra* note (52), 206。
- (88) 一九八七年、ナイジェリア軍はバカシ半島を占拠し、一九九〇年、バカシ半島南部 Jabane に橋頭堡を（しかし駐留はせず）、一九九四年、Diamond に橋頭堡を設置し、以後占拠を続けた (Oduntan, *supra* note (13), 310)。
- (89) 石油資源埋蔵量は世界の 10% を占めるとされる (Anyu, *supra* note (87), 39-55)。
- (90) Konings, *supra* note (27), 291.
- (91) Konings, *supra* note (84), 206.
- (92) Konings, *supra* note (84), 195.
- (93) Babatola, *supra* note (47), 7.
- (94) Christine Holzbauer, "Révolte et répression dans les régions anglophones Déliquescence du pouvoir camerounais", *le Monde diplomatique*, Décembre 2018.
- (95) Ian Brownlie, *verbatim*, 1 March 2002/9, para.124.

(96) ナイジェリアの主張は以下のとおりである。(一)一八八四年、英国は旧カリバル王および首長との間で保護条約を締結したが、バカシ半島の古代の権原は英国に移譲されずに旧カリバル王および首長に存続しており、従って一九一三年、

英国には第三者に割譲する法的権原は無く、この権原は非植民地化の時点でナイジェリアに承継された。旧カリバル王国との民族的つながりが確立されている事実は、バカシ半島がナイジェリア人の永久的故郷として確立され、すなわち歴史的権原が形成されたことを示す。さらに一八九九年南ナイジェリアに関する英国枢密院令は、英独植民地境界線はリオ・デル・レイ右岸と規定し、これによりバカシ半島は英国南部ナイジェリア保護領の一部とされ、以降、英独境界線の変更はない。Nigeria, Counter-Memorial, paras. 6, 68-6, 69.

(二)ナイジェリアは独立後、妨害されることなく国家としての権利を行使して実効的支配を確立した。ナイジェリアは現アクワ・イボム州の行政管轄下に置き、住民に対し、徴税、教育、保健所、公衆衛生サービス、司法等の権限を行使し(Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.412, para.208)。船舶許認可等の行政権を行使し、また一九五三、一九六三年および一九九一年、バカシ半島の人口を調査し(1991年現在、人口一五六、〇〇〇人)、住民はナイジェリア連邦議会東部地域議会(Nigerian Federal Legislature Eastern Regional House of Assembly)選挙、アクワ・イボム州に属するOkobo/Oron郡評議会選挙に参加した(Tan Brownie, *verbatim*, 1 March 2002/9, para.124)。

(三) 以上のようなナイジェリアによる主権表示に対し、カメルーンは一九七二年までカメルーンはナイジェリア統治について抗議せず黙認した。カメルーンが村落名称を変更したのは一九七二年以降である(Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.412, para.218)。

(97) Tomwarri, *supra* note (52), 201; Anene, *supra* note (53), 87.

(98) カメルーンによればナイジェリア外務大臣からカメルーン大使への書簡(一九六二年)およびナイジェリア法務大臣書簡(一九八五年)は、バカシ半島がカメルーンに属することを認める内容であり(Maurice Mendelson, *verbatim*, 11 March 2002)。一九七二年、ナイジェリア法務大臣および元国際司法裁判所長官 Tasim Elias は、一九一三年三月英独条約の存在を認めると明言した。

- (99) Malcolm Shaw, *verbatin*, 18 February 2002.
- (100) Jean Pierre Cot, *verbatin*, 21 February 2002.
- (101) 判決は一八八四年保護条約に関するナイジェリアの解釈に関しては必要な証拠を欠くとし、従って一九一三年英独条約の時点で英国はバカシ半島権原をドイツに引き渡すことを含め、ナイジェリアに関してドイツとの行政的境界線を画定する地位にあったとした (Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.412, para.208)。またナイジェリアによるバカシ半島占有は限定的期間であり、抗議なく平穩な占有に基づく歴史的疑固は認められないとしたのである (Judgment, I.C.J. Reports 2002, p.414, para.220)。
- (102) ヤウンデII宣言における海洋境界の始点は一九一三年英独条約に基づいており、バカシ半島はカメルーンに帰属する点を示唆する。同条約はAkwayale川の航行可能水路の中心線とSandyポイントとTom Shotポイントを結ぶ線を始点とし、海側三カイリまでの海域の領海の境界を画定した (1920条Nigeria, Counter-Memorial, para.8.22)。
- (103) Judgment, I.C.J. Reports 2002, para.26.
- (104) Nigeria, *Rejoinder*, para.3, 273.
- (105) UNOWA, "Towards a Final Delineation of the Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria," Press Release UNOWA 2007/08, Dakar, 11 May 2007. www.un.org/unowa/unowa/prelase/pr082007.pdf.
- (106) ナイジェリアはヤウンデII宣言一九七二とマルア宣言一九七五は最高軍事評議会による批准等の国内法上の手続きを経っていない国内法違反の合意であり無効と主張した (Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 247-248)。
- (107) Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 269-307.
- (108) カメルーンはギニア湾の凹型の形状、赤道ギニアのBioko島の存在、海岸線の長さの差を特別事情として考慮に入れ、カメルーンの海域面積を拡張することを主張した (Judgment, I.C.J. Reports 2002, paras. 269-307)。
- (109) Map No.3 参照。判決は両国と赤道ギニアとの間の海洋境界については判断していない。同国とナイジェリアは二〇〇〇年、海洋境界に合意したが、カメルーンとの間では合意がなす。Lukong, *supra* note (81), 146-148.

- (110) Tomwari, *supra* note (52), 207.
 チャド湖からバカシ半島区間の境界画定により、ボルノ州 (Borno State)、アダマワ州 (Adamawa State) 六〇km²、タ
 ラバ州 (Taraba State) の七五km²を含む九〇km²、ベヌエ州 (Benue State) までの二九七・九一km²についてナイジェリアへ
 の帰属が判断された。なお、陸地境界における紛争地のうち、ナイジェリアが取得した総面積の評価については前掲注
 (77) 参照。
- (111) Daniel, *supra* note (77).
- (112) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.316.
- (113) 口頭弁論でのカメルーン代理人による陳述は以下のとおり。「カメルーンに居住する三〇〇万人以上のナイジェリア人は、
 如何なる制限もなしに、様々な活動をし、カメルーン社会にうまく統合されている。厚遇と寛容という伝統的政策に忠
 実に従い、カメルーンはバカシ半島及びチャド湖地域に居住するにナイジェリア人への保護を継続する」(I.C.J. Reports,
 2002, para.317)。なお、当事国はこの約束への留意を裁判所に要請していない。
- (114) Judgment, I. C. J. Reports 2002, paras. 107, 120 and 316.
- (115) Malcolm N. Shaw, "Self-Determination, Human Rights, and the Attribution of Territory." *From Bilateralism to
 Community Interest: Essays in Honour of Judge Bruno Simma*, Oxford, 2011, 607.
- (116) Aloysius P. Lamzon, "Jurisdiction and Compliance in Recent Decisions of the International Court of Justice," 18(5)
EJIL, 2008, 836-837.
- (117) Ekpotuatin Charles Ariye, "Nigeria, Cameroon and the Bakassi Territorial Dispute Settlement: The Triumph of
 Bilateralism," 38 *International Affairs and Global Strategy*, 2015, 18; Tomwari, *supra* note (52), 208.
- (118) 南カメルーン人民機構 (SCAPO/ Southern Cameroons People's Organization) は二〇〇一年、旧英国南カメルーン暫定
 統治機構 (Ex-British Southern Cameroons Provisional Administration) にて設立された南部カメルーン独立を模索す
 る分離運動活動集団であり (Konings, *supra* note (27), 283)。

(119) SCAPPOは南部カメルーン人民が独立国を樹立する権利―自決権―を認め、かつナイジェリア政府が南部カメルーンをカメルーン共和国の不可分の一部として扱うことを永久に差し控える命令を示すよう請求した。二〇〇二年三月、連

邦最高裁はSCAPPOの請求を全面的に認め、ナイジェリア政府は、国際司法裁判所にこの問題を提訴し、および南部カメルーンとして知られる地理的領域の人民の自決のために、国連総会およびその他の関連国際機構に本件を提出しうる、とする判決を示した。ただし国際司法裁判所はナイジェリア国内裁判所の判決は考慮していない。(The Banjul

Communicé 37th Session of the African Commission on Human and Peoples Rights Re: Communication No 266/2003)。

またナイジェリア司法長官は判決に関し、バカシ半島における住民投票結果を無視したことは差別的であり、同領域住民の父祖伝来の土地に生活する権利、関係人民の同意または適正な協議なしに外国への従属を課されるのは、国連憲章およびOAU憲章の目的と原則に反すると抗議した (Nella Anden-Ewa, "Bakassilegal Options for Nigeria." *This Day*; Lagos, 3 December 2002. <http://allafrica.com/stories/200212030216.html>)。

(120) Sama and Johnson-Ross, *supra* note (32), 111-115.

(121) ナイジェリアは紛争領域に関しナイジェリア住民の「父祖伝来の故国」であるという「基本的事実を考慮していない」とする方針説明書 (position paper) を提出した (Tssaka and Ngandu, *supra* note (23), 4)。

(122) CNMCは、両当事国からの各六名および国連専門家で構成され、第一回会議は二〇〇二年二月一二日、以後二カ月に一回、アブジャ、ヤウンデで交互に合計五〇回以上、一〇年余りの間機能を果たし、コンセンサスと合意を通じて委員会の権威が醸成された。初代委員長は事務総長特別代表/国連特使オウルトーマブダラ (Ahmedou Ould-Abdallah/モリタニア) が務め、二〇〇七年に H. E. Lamine Gisse、二〇〇八年に Said Djinnit が引き継いだ。ナイジェリア委員代表には Bola Ajibola (元ナイジェリア司法長官、法相)、I C J裁判官、カメルーン委員代表には Amadou Ali (カメルーン法相) が任命され、国連西アフリカ事務所 (UNOWA) が、判決の追跡調査とプロセス進展方法について検討した。Gbeonga Oduntan, "Repatriation of Africa Imperative of the African Union Boundary Programme Within Contemporary International Law and Practice," 1(1) *African Journal of Law and Criminology*, 2011, pp. 150; Oduntan, *supra* note (13),

- (123) CNMCの任務としては判決が示唆するすべて、すなわち両国の影響を受ける住民の権利保護の必要性、バカシ半島の最終的非武装化と撤退監視のための国際要因の可能性を含め、ナイジェリア行政機関、軍隊および警察隊のカメルーン領域からの撤退、権限移譲、領域の非武装化および陸地境界線の物理的画定を含む陸地および海域境界の画定プロセスの遂行を含め、判決実施の具体的方法を見出すこととされた (Joint Communiqué Establishing the Cameroon-Nigeria Mixed Commission (CNMC), Geneva, 15 November 2002, SG/SM/8495, AFR/515)。⁴⁰⁵にカメルーンとナイジェリア共同の新規経済開発事業と国境を超えた協力の実施に向けて活動した (Königs, *supra* note (84), 200)。
- (124) 物理的画定小委員会は、各当事国から法律家、測量技師、地学者、地図製作分野の専門家を各七名、および国連専門家で構成された。
- (125) 報告書における名称は「判決により影響を受ける人民の状況を認定し、評価し、その権利保護のための政治的外交的手順の確立を任務とする委員会」。
- (126) 国際文民オブザーバーは法律家、学識経験者、軍および国連代表で構成される。
- (127) Working Group on the Withdrawal and Transfer of Authority. 両当事国各一〇名により構成された。軍・警察・行政機構の撤退と行政権限移譲に関する作業は、複雑かつ慎重を要する性格の任務であるため、具体的詳細な作業工程に沿って一段階ずつ作業を進め、段階ごとに両当事国大統領と国連事務総長の承認を要した (Nigeria, Cameroon Sign Agreement Ending Decades-Old Border Dispute; Sets Procedures for Nigerian Withdrawal from Bakassi Peninsula, 12 June 2006, AFR/1397)。
- (128) Working Group on Maritime Boundary. 海域境界画定の責任にあたり、測量技師、地学者、水界地理学、地図製作者、海洋学者、法律家で構成された。海域境界小委員会は結成当初から海洋境界にまたがる炭化水素資源について資源共有レジームについて検討した (Oduntan, *supra* note (122), 194)。
- (129) Working Group on the Resettlement of those affected by the International Court of Justice Judgment in the Lake Chad

- area.
- (130) 本部はヤウンデに設置され、一〇人余りの専門家によるサポート・チームがタカールに設置された (Nigeria, Cameroon Sign Agreement Ending Decades-Old Border Dispute: Sets Procedures for Nigerian Withdrawal from Bakassi Peninsula, 12 June 2006, AFR/1397)。
- (131) 国際文民オナーバーはバカン半島を二月に訪問した (Joy Ogwu, "Bakassi, Conflict Prevention, and the Path to Peace," in *Pacific Settlement of Border Disputes: Lessons from the Bakassi Affair and the Greentree Agreement*, International Peace Institute, 2008, 11; Maurice Kamto, "The Bakassi Affair: Cameroon's Challenge for Peace," *ibid.*, 26)。
- (132) 現場では様々な問題が生ずるが、判決は同工程に関しても具体的に示唆するところなく、当事国に任せよう。
- (133) 国境の物理的画定費用は約一・二〇〇万ドルとされ、そのうち両当事国は各三〇〇万ドル、ECは四〇万ユーロ、英国は一〇〇万ポンド拠出し、二〇〇三年四月、世界銀行が二〇万ドルの融資を約束した (Ali Touré and Sani M. Isa, "Post-Conflict Demarcation of African Boundaries: The Cameroon-Nigeria Experience," in Commission of the African Union, Department of Peace and Security, African Union Border Programme (AUBP), *Delimitation and Demarcation of Boundaries in Africa General Issues and Case Studies*, 2nd ed., August 2014, 140; Orita C. Eze, "Nigeria and Cameroon Before the International Court of Justice," in *supra* note (131), 26)。
- 二〇〇五年一月八日以降、EUは四〇〇万ユーロを追加支援し、カナダ、ノルウェーも財政支援し、カナダ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、ウルグアイは実務的技術的側面から軍事・法律専門家等を派遣した (Yearbook of the United Nations 2005, United Nations, United Nations Publications, 2007, 298)。
- (134) "Handover of Lake Chad Villages Begins," *The New Humanitarian*, 9 December 2003; <http://www.thenewhumanitarian.org/news/2003/12/09/handover-lake-chad-villages-begins>
- (135) Lukong, *supra* note (81), 123; Tomwarri, *supra* note (52), 200.

- (136) Nigeria, Cameroon Sign Agreement Ending Decades-Old Border Dispute, Sets Procedures for Nigerian Withdrawal from Bakassi Peninsula, 12 June 2006, AFR/1397.
- (137) チャド湖地域に関してはCNMC設置から二年余りで権限移譲が完了した (Lukong, *supra* note (81), 128)。しかしナイジェリア政府機関が撤退した後、多くのナイジェリア人は同地域から退去し、生活基盤を喪失した (Jen Banbury, "Ground Truth": <https://www.atlasobscura.com/articles/cameroon-nigeria-border-dispute>, accessed on 9 September 2019)。
- (138) Communiqué Adopted at the 2nd Meeting of the Cameroon-Nigeria Mixed Commission Established Pursuant to the Joint Geneva Communiqué of 15 November 2002 (Abuja, 4-5 February 2003) and para4 of the Communiqué Adopted at the 3rd Meeting of the CNMC (Yaoundé, 2-3 April 2003).
- (139) 権限移行期間は当初の予定では二〇〇四年六月一五日-七月一五日とされたが、七月二三日-一五日に先送りされた。
- (140) "Three Villages Exchanged in Latest Move to End Border Dispute," *The New Humanitarian*, 14 July 2004, <http://www.thenewhumanitarian.org/report/50664/cameroon-nigeria-three-villages-exchanged-latest-move-end-border-dispute>
- (141) Lukong, *supra* note (81), 129.
- (142) Banbury, *supra* note (137).
- (143) 影響を受ける住民の権利保障小委員会が報告書においてナイジェリアのバカシ半島権限移譲工程については二〇〇四年七月一五日-九月一五日と予定した (A.I. Asiwaju, "The Factor of Affected Local Populations," in *Delimitation and Demarcation of Boundaries in Africa General Issues and Case Studies*, Commission of the African Union, Department of Peace and Security, Addis Ababa, 2nd ed., August 2014, 147)。
- (144) CNMCはバカシ半島の移譲実施工程を二〇〇四年八月二〇日-九月二三日、同地引渡しに関する公式式典を九月一四-一五日と予定し、バカシ半島住民の基本権保障に関する協定 (protocol agreement) の締結を諮り、八カ月間交渉したが、ナイジェリア人の人権保護への懸念、住民の抵抗等により実現しなかった (Lukong, *supra* note (81), 131-134)。
- (145) 二〇〇四年一月二二日、ジュネーブでの三者会談後、共同声明、すべての民兵および警察隊を相手国帰属とされた地域

- から撤退を含む、二〇〇五年までの包括的解決計画が合意した。しかしナイジェリアは二〇〇四年九月一五日への延期をカメルーンに要請し、二〇〇四年七月二八日―二九日、ナイジェリア大統領はカメルーンに公式訪問し、バカシ半島からの軍隊（兵十三、〇〇〇人）撤退に関する約束を尊重していると伝え、監視団を判決実施プロセスの適正な進展を確信させた。にもかかわらず三日後の二〇〇四年八月二日、ナイジェリアは理由を明示せずバカシ半島からの撤退を一方的に停止した。Issaka and Ngandu, *supra* note (23), 4.
- (146) Agreement Between the Republic of Cameroon and the Federal Republic of Nigeria Concerning the Modalities of Withdrawal and Transfer of Authority in the Bakassi Peninsula (hereinafter cited as “Greentree Agreement”), Greentree, New York, 12 June 2006, Treaty Series 2542 No. 45354. 同合意書はニューヨーク州ロングアイランドのグリーンツリーで署名され、国連事務総長および独、米、仏、英国代表が証人として立会った。
- (147) Greentree Agreement, Annex I^o.
- (148) Greentree Agreement, art. 6.1^o.
- (149) 同委員会の任期は移譲特別暫定制度終了予定の二〇一三年までとされた。
- (150) Treaty of Calabar between Cameroon and Nigeria, August 14, 2008. 権限移譲記念式典には、SG代表の外、グリーンツリー合意フォーアアップ委員会議長、英、ドイツ、米、フランス、代表参加、クロスリバー州知事が参加した。
- (151) SC/11094; UNOWAS, “Cameroon-Nigeria Mixed Commission,” United Nations Office for West Africa and the Sahel, 25 April 2016 : <https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission>, accessed on 6 March 2019; Constance Johnson, “Cameroon: Nigeria: Bakassi Peninsula Transition Completed,” 23 August, 2013, <https://www.loc.gov/law/foreign-news/article/cameroon-nigeria-bakassi-peninsula-transition-completed/>. ただしグリーンツリー合意義務履行に関する監視規定は無く、履行は確保されずである (Akonye Enyiona Joseph, “Bakassi Peninsula Contention: The Failure of the Green Tree Agreement to Resolve the Bakassi Issue, 2006-2018,” 9(2) *International Journal of Scientific and Research Publications*, February 2019, 493)。

説

- (152) J-T-Tは国連地理空間情報官 (Geospatial Information officer) 土木技術、測量、地図製作を含め、歴史、法、外交、座標ポイントを解説する言語能力、科学、技術分野の見識を備えた要員および当事国代表によって構成された。
- (153) Prabhakar Sharma, "Nigeria-Cameroon Border Demarcation at a Glance and Lessons Learned for Nepal," 14 *Nepalese Journal on Geoinformatics*, Survey Department, Nepal, 2015, 33-36.

論

- (154) Sharma, *supra* note (153).
- (155) Banbury, *supra* note (137).
- (156) Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.146.
- (157) Oduntan, *supra* note (13), 311, Appendix V.
- (158) Touré and Isa, *supra* note (133), 197.
- (159) 第三区分におけるチームは Alannika 山地区から Kotcha (Kontcha) 北部およびカメルーンの Adamawa 州に及ぶ三〇〇四、他チームは南方地域への二四五四を画定した (Lukong, *supra* note (81), 139-140)。
- (160) 作業工程では厳しい地形に加え、雨期と悪天候により予定を常に超過していた。
- (161) Banbury, *supra* note (137).
- (162) 標柱建造地点の正確な位置確認のための衛星電波受信用アンテナを国境地帯の随所に設置した。国境地帯には砂漠、熱帯雨林、山岳地帯、住民が生活基盤とする地域が含まれた (Banbury, *supra* note (137))。
- (163) ナイジェリアは国家国境委員会 (National Boundary Commission) を、カメルーンは法務省を物理的画定担当部局とした。
- (164) 二〇〇五年七月二六日・二七日の担当者会議報告書に関し O.N.M.C は二〇〇六年九月、J-T-T に対し、Mada-Sahle-Zigague 地点に関して再調査および判決に一致した地図製作を指示した (Lukong, *supra* note (81), 141; Obenga Oduntan, "The Demarcation of Straddling Villages in Accordance with the International Court of Justice Jurisprudence: The Cameroon-Nigeria Experience," 5(1) *Chinese Journal of International Law*, 2006, 84)。
- (165) 陸地境界画定小委員会が中断なしに活動を継続し、二〇一一年七月までに標柱設置点の現地評価の作業を完了したのは

- (165) 陸地国境一・九五〇kmのうち一・六〇〇km、陸地境界全体の八二%であった (Lukong, *supra* note (81), 139-140; Touré and Isa, *supra* note (133), 192)。
- (166) 殊に二〇〇九年以降、チャド湖流域地域とカメルーンの北部州において、武装強盗、およびテロ集団ボコハラムが北部国境地帯に出没し、拉致、人質等の犯罪行為の標的とされる危険が激化した(安全保障理事会議長声明 S/PRST/2015/4)。
- (167) 二〇一七年一月三十一日、Kontcha/Kochaの標柱建設作業現場が武装集団により襲撃を受け、混合委員会の国連支援チームのメンバー五人が死亡した (CNMC, “The goal of the CNMC is to facilitate the implementation of the 10 October 2002 judgment of the International Court of Justice (ICJ) on the Cameroon-Nigeria boundary dispute.” UNOWAS, 9 July 2019, <https://unowas.unmissions.org/cameroon-nigeria-mixed-commission>, accessed on 25 September 2019)。
- (168) CNMCによる標柱埋設契約履行を認めた国連プロジェクトサービス機関 (United Nations Office for Project Services/ UNOPS) による当初の計画では主要標柱は五km間隔、二次的標柱は五〇〇m間隔で埋設され、主要標柱総数四〇〇本、二次的標柱総数四、〇〇〇本の敷設とされた (Lukong, *supra* note (81), 142)。五kmごとに設置される主要標柱はオベリスク型で地下二m地上部分が、一m七〇cm、表面には両国国旗が表示され、二つの恒久的承認マークが記され、型板 (template) 上の座標ポイントによって事前に数値化された位置の二五〇mm以内に建造され、その他は一辺五〇・八cmの立方体の標石が、コンクリートの基礎に埋設された (CNMC, *supra* note (167); Lukong, *supra* note (81), 142)。2010年時点でチャド湖からギニア湾まで、三、〇〇〇本余りの標柱が設置された。
- (169) Lukong, *supra* note (81), 143。
- (170) Kerawa 川 ‘Maga-Gourgourou’ Mada-Sahle-Zigague’ Kotcha (Kontcha) の区間にあっては、合意が無いためまた熱帯雨林地帯、水路 Bakassi-Akwayale 区域はアクセス不可能または難工事のため、物理的画定が未了である (Lukong, *supra* note (81), 147)。
- (171) CNMCでは紛争解決の障害となる一要因として、ナイジェリアの一億五〇〇〇万人という過密人口も指摘された (Tsakata

and Ngandu, *supra* note (23), 3)。

(172) Issaka and Ngandu, *supra* note (23), 3; Joy Ogwu, "Bakassi Conflict Prevention and the Path to Peace," in *supra* note (131), 12; Maurice Kamto, "The Bakassi Affair: Cameroon's Challenge for Peace," in *supra* note (131), 16-17.

(173) グリーンツリー合意によれば、バカシ半島のナイジェリア住民は、ナイジェリア市民としてバカシ半島居住の継続、カメルーン国籍取得またはナイジェリア移動のいずれかを二年以内に決定することとし、国境画定により影響を受ける人民の保護および権利保障に関して以下のように規定する。

カメルーンは、ナイジェリアによる権限移譲後、バカシ半島に居住するナイジェリア国民に国際人権法及びその他の国際法関連条文が規定する基本的権利及び自由を保障する (art. 3.1)。

またカメルーン政府は、バカシに居住するナイジェリア国民に対し、退去または国籍変更を強制せず (art. 3.2 a)、文化、言語及び信条 (art. 3.2 b)、農業および漁業活動継続の権利 (art. 3.2 c)、および財産及び慣習的土地の権利 (art. 3.2 d) を保護及び保障し、税金その他の賦課金を差別的な手段での課税を禁止し (art. 3.2 e)、ナイジェリア国民保護のために必要なすべての手段をとる (art. 3.2 f) 旨規定する。

(174) Issaka and Ngandu, *supra* note (23), 4.

(175) カメルーンはナイジェリア文民当局によるナイジェリア住民への接触、ナイジェリア住民またはその活動目的のためのナイジェリアからの帰国に対し、カメルーン税関、移民法を適用せず、ナイジェリア警察官および警察職員の地域へのアクセスを許可し、カメルーン領水におけるナイジェリア旗国船の無害通航を認め、カメルーン領域内に留まるナイジェリア国民に対し、カメルーンは農業および漁業活動継続の権利を尊重し、財産及び慣習的土地の権利を保護し、如何なるハラスメントからも保護する措置をとる等を含む。この移譲に伴う特別暫定制度 (特別レジーム) はグリーンツリー合意発効後七年間、すなわち二〇一三年まで継続する (Konings, *supra* note (84), 201)。

(176) Oduntan, *supra* note (122), 186.

(177) 国境の物理的画定過程における国連の関与については以下のような異論がある。国連の関与は結果的に判決履行過程の

- 作業工程を遅らせた。国連には定義された役割も、個人的紛争を阻止したり仲裁したりする権限もなかった。国連地図作成コンサルタントは官僚的形式主義 (red-tapism) による大量の仕様書と国際基準に従った技術ガイドが指示された結果、コストを高騰させ、作業工程を複雑化かつ長期化させた。アフリカでの国境線物理的画定は、第三者の関与を無くし、できる限り二国間の努力ですべきである。Touré and Isa, *supra* note (133), 192-201.
- (178) Ogwu, *supra* note (172), 11; Kanto, *supra* note (172), 14.
- (179) カメルーンが行政サービスおよび発展に十分な資金を提供しない場合、判決違反とみなす解釈がある (Oduntan, *supra* note (13), 363)。
- (180) カメルーン政府は同国内に居住するナイジェリア人に居住許可証の取得を義務づけ、その手数料は一九六〇年代には一〇,〇〇〇セーファ・フラン (FCFA) であったが、二〇〇二年には八三,〇〇〇 FCFA に高騰し、許可証発行担当官は申請者から賄賂を要求した。英語圏住民の公的文書発行手続きは首都ヤウンデで行われる。そのためカメルーン領域のナイジェリア人への適切な許可証または身分証はほとんど提供されていない (Joseph, *supra* note (151), 493)
- (181) Asiwaju, *supra* note (143), Chapter 8, 148.
- (182) Ije Nneamaka Obodo and Gabriel Tyoyila Akwen, "Nigeria-Cameroon Border Relations: A Historical Analysis of the Bakassi Peninsula Region." : <https://www.academia.edu/33578336/>
- (183) Oduntan, *supra* note (122), 198. ただし本件裁判では全く言及していない。またウティ・ボッシンデティス原則は他の国際法の発展および例えば国家承継、自決、領域権原の取得、国境その他の領域的制度、条約法、時際法のような国際法規則の発展と調和をせるべきとの見解も提言されている (Torres Bernárdez, "The 'Uti Possidetis Juris' Principle in Historical Perspective," in K. Ginther et al eds., *Festschrift für Karl Zemanek*, 1994, 436)

